

## 第4回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年12月25日(木)  
場 所 白石町総合センターホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議 署名委員の指名

久原房義

堤熊雄

4. 議 題

(1) 協議事項

協議第20号	議会議員の定数及び任期の取扱い(継続協議)	(確認)
協議第32号	事務組織及び機構の取扱い	(確認)
協議第33号	一般職の職員の身分の取扱い	(確認)
協議第34号	特別職の身分の取扱い	(確認)
協議第35号	条例、規則等の取扱い	(確認)
協議第36号	消防団の取扱い	(確認)
協議第37号	防災関係の取扱い	(確認)
協議第38号	農林業の取扱い	(確認)
協議第39号	水産業の取扱い	(確認)
協議第40号	商工観光の取扱い	(確認)
協議第41号	建設関係事業の取扱い	(確認)
協議第42号	公営住宅の取扱い	(確認)
協議第43号	上水道の取扱い	(確認)
協議第44号	下水道の取扱い	(継続協議)

(2) その他

建設計画の基本方針について

第5回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

## 第 4 回 白石・福富・有明 3 町合併協議会議題目次

### ( 1 ) 協議事項

協議第 20 号	議会議員の定数及び任期の取扱い(継続協議)	( 前回配布済 )
協議第 32 号	事務組織及び機構の取扱い	----- 2
協議第 33 号	一般職の職員の身分の取扱い	----- 3
協議第 34 号	特別職の身分の取扱い	----- 5
協議第 35 号	条例、規則の取扱い	----- 11
協議第 36 号	消防団の取扱い	----- 20
協議第 37 号	防災関係の取扱い	----- 24
協議第 38 号	農林業の取扱い	----- 27
協議第 39 号	水産業の取扱い	----- 37
協議第 40 号	商工観光の取扱い	----- 40
協議第 41 号	建設関係事業の取扱い	----- 46
協議第 42 号	公営住宅の取扱い	----- 50
協議第 43 号	上水道の取扱い	----- 51
協議第 44 号	下水道の取扱い	----- 55

### ( 2 ) その他

建設計画の基本方針について	----- 59
第 5 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について	----- 62

第 4 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の報告・協議事項

番 号	項 目	協 議 等 の 経 過
協議第 20 号	議会議員の定数及び任期の取扱い（継続協議）	第 3 回協議会 [平成 15 年 12 月 10 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 32 号	事務組織及び機構の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 33 号	一般職の職員の身分の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 34 号	特別職の身分の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 35 号	条例、規則等の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 36 号	消防団の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 37 号	防災関係の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 38 号	農林業の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 39 号	水産業の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 40 号	商工観光の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 41 号	建設関係事業の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 42 号	公営住宅の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 43 号	上水道の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 確認
協議第 44 号	下水道の取扱い	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 継続協議

上記について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会  
会 長 喜 多 輝 昭

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 提出

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 確認

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整の内容	1. 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。 2. 新町の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 3. 属機関等については、必要性や地域の実情を考慮し、「属機関等における整備方針」に基づき調整する。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い	関係項目	事務組織及び機構の取扱い
調 整 方 針	<p>1. 「<u>新町における事務組織及び機構の整備方針</u>」</p> <p>合併時における事務組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>ただし、合併後は常にその事務組織及び機構の運営の効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>(1) 住民が利用しやすく、わかりやすい事務組織・機構とする。</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映することができる事務組織・機構とする。</p> <p>(3) 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織・機構とする。</p> <p>(4) 指令命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な事務組織・機構とする。</p> <p>(5) 地方分権による行政課題に迅速、的確に対応できる事務組織・機構とする。</p> <p>(6) 支所機能については、住民の利便性の確保と住民自治に寄与できる事務組織・機構とする。</p> <p>2. 「<u>属機関等における整備方針</u>」</p> <p>(1) 各町に設置されている 属機関等は、原則として統合するものとする。</p> <p>(2) 各町が独自に設置している 属機関等は、実態を考慮し整備するものとする。</p> <p>(3) 委員構成は、各町の均衡が保たれるよう調整するものとする。</p>		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 提出

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 確認

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い
調整の内容	3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	条例定数と実職員数																																																																																																		
調整の具体的内容	1. 3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4. 一般職の職員の給与については、合併後速やかに職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。																																																																																																				
	1 条例定数と実職員数（平成15年4月1日現在 単位：人）																																																																																																				
調	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">普 通 会 計</th> <th colspan="4">監 査 委 員 会</th> <th colspan="2">教 育 委 員 会</th> <th colspan="2">農 業 委 員 会</th> </tr> <tr> <th>首 長</th> <th>局</th> <th>議 会</th> <th>選 挙 管 理 委 員 会</th> <th>選 挙 管 理 委 員 会</th> <th>監 査 委 員 会</th> <th>監 査 委 員 会</th> <th>教 育 委 員 会</th> <th>教 育 委 員 会</th> <th>農 業 委 員 会</th> <th>農 業 委 員 会</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白 石 町</td> <td>124</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>福 富 町</td> <td>67</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>有 明 町</td> <td>92</td> <td>88</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>283</td> <td>271</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>68</td> <td>49</td> <td>12</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>												区 分	普 通 会 計				監 査 委 員 会				教 育 委 員 会		農 業 委 員 会		首 長	局	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会		条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	白 石 町	124	120	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	22	17	5	4	福 富 町	67	63	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	16	14	3	2	有 明 町	92	88	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	30	18	4	3	合 計	283	271	9	9	0	0	0	0	68	49	12	9
	区 分	普 通 会 計				監 査 委 員 会				教 育 委 員 会		農 業 委 員 会																																																																																									
首 長		局	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会																																																																																										
	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																									
白 石 町	124	120	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	22	17	5	4																																																																																									
福 富 町	67	63	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	16	14	3	2																																																																																									
有 明 町	92	88	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	30	18	4	3																																																																																									
合 計	283	271	9	9	0	0	0	0	68	49	12	9																																																																																									
整	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="6">公 営 企 業 会 計</th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水 道</th> <th colspan="2">下 水 道</th> <th colspan="2">そ の 他</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白 石 町</td> <td>6</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>福 富 町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>89</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>有 明 町</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>129</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>378</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>												区 分	公 営 企 業 会 計						合 計		水 道		下 水 道		そ の 他		条 例 定 数	実 職 員 数		条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	白 石 町	6	4					160	148	福 富 町				3			89	85	有 明 町		3					129	115	合 計	6	7	0	3	0	0	378	348																											
	区 分	公 営 企 業 会 計						合 計																																																																																													
水 道		下 水 道		そ の 他		条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																														
	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																													
白 石 町	6	4					160	148																																																																																													
福 富 町				3			89	85																																																																																													
有 明 町		3					129	115																																																																																													
合 計	6	7	0	3	0	0	378	348																																																																																													
内	( )は兼務数 本表には、派遣職員を含み、教育長は含まない。																																																																																																				
	2 職名																																																																																																				
容	区 分	吏 員 の 職						そ の 他 の 職 員 の 職																																																																																													
	白 石 町	事務吏員：課長、係長、主査、主任主事、主事、保育士、保健師 技術吏員：課長、係長、主査、主任主事						主事補、自動車運転手、用務員																																																																																													
	福 富 町	事務吏員：課長、参事、係長、主査、主任主事、主事 技術吏員：課長、参事、係長、主査、主任主事、主事、保健師、主任保育士、保育士						主事補、 話交換手、調理員、自動車運転手、用務員																																																																																													
有 明 町	事務吏員：課長(室長)、課長補佐(圏長)、係長(圏長、主任保育士)、主査(主任保育士)、主事 技術吏員：課長、課長補佐、係長、保健師、保育士						主事補、自動車運転手、用務員、調理員																																																																																														

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い【参考資料】
	<p>【法令】</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）</b> （職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p><b>地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）</b> （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</li><li>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</li><li>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</li><li>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は常勤のもの</li><li>三 臨時又は常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</li><li>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</li><li>五 常勤の消 団員及び水 団員の職</li></ul> <p>（分限及び懲戒の基準）</p> <p>第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。</p> <p>2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。</p> <p>3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。</p> <p>（降任、免職、休職等）</p> <p>第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 勤務実績が良くない場合</li><li>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</li><li>三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合</li><li>四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</li></ul> <p>2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</li><li>二 刑事事件に関し起訴された場合</li></ul> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 提出  
 ( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 確認

協定項目	特別職の身分の取扱い
調整の内容	1. 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等及び実情を考慮し、調整する。 2. 特別職の報酬等については、合併時まで調整する。

協定項目	特別職の身分の取扱い	関係項目	任期 (No.1)																													
調整の具体的内容	1. 町長、助役、収入役、教育長の任期等については、法令の定めるところによる。 2. 町議会議員及び農業委員会の委員の定数・任期については、別に協議する。 3. 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数・任期については、法令の定めるところによる。 4. その他の特別職については、3町にすべて設置されていて、引き続き設置する必要のあるものは統合し、その他のものは合併後速やかに調整する。 5. 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時まで調整する。																															
	1. 任期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">具体的項目</th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">常勤の特別職</td> <td colspan="3">町長、助役、収入役、教育長</td> </tr> <tr> <td>町長</td> <td>任期</td> <td>平成14年10月20日～ 平成18年10月19日</td> <td>平成15年 5月 1日～ 平成19年 4月30日</td> <td>平成15年 3月 1日～ 平成19年 2月28日</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>任期</td> <td>平成15年11月12日～ 平成19年11月11日</td> <td>平成15年 5月17日～ 平成19年 5月16日</td> <td>平成14年 4月 1日～ 平成18年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>任期</td> <td>平成15年11月 7日～ 平成19年11月 6日</td> <td>平成15年 7月 1日～ 平成19年 6月30日</td> <td>平成15年 6月 1日～ 平成19年 5月31日</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>任期</td> <td>平成12年 2月29日～ 平成16年 2月28日</td> <td>平成15年10月 1日～ 平成19年 9月30日</td> <td>平成14年10月 1日～ 平成18年 9月30日</td> </tr> </tbody> </table>			具体的項目		白石町	福富町	有明町	常勤の特別職		町長、助役、収入役、教育長			町長	任期	平成14年10月20日～ 平成18年10月19日	平成15年 5月 1日～ 平成19年 4月30日	平成15年 3月 1日～ 平成19年 2月28日	助役	任期	平成15年11月12日～ 平成19年11月11日	平成15年 5月17日～ 平成19年 5月16日	平成14年 4月 1日～ 平成18年 3月31日	収入役	任期	平成15年11月 7日～ 平成19年11月 6日	平成15年 7月 1日～ 平成19年 6月30日	平成15年 6月 1日～ 平成19年 5月31日	教育長	任期	平成12年 2月29日～ 平成16年 2月28日	平成15年10月 1日～ 平成19年 9月30日
具体的項目		白石町	福富町	有明町																												
常勤の特別職		町長、助役、収入役、教育長																														
町長	任期	平成14年10月20日～ 平成18年10月19日	平成15年 5月 1日～ 平成19年 4月30日	平成15年 3月 1日～ 平成19年 2月28日																												
助役	任期	平成15年11月12日～ 平成19年11月11日	平成15年 5月17日～ 平成19年 5月16日	平成14年 4月 1日～ 平成18年 3月31日																												
収入役	任期	平成15年11月 7日～ 平成19年11月 6日	平成15年 7月 1日～ 平成19年 6月30日	平成15年 6月 1日～ 平成19年 5月31日																												
教育長	任期	平成12年 2月29日～ 平成16年 2月28日	平成15年10月 1日～ 平成19年 9月30日	平成14年10月 1日～ 平成18年 9月30日																												
監査委員	監査委員会の委員2名(議会選出者1名・識見者1名)、																															
	識見者	任期	平成12年 9月30日～ 平成16年 9月29日	平成15年 4月 1日～ 平成19年 3月31日	平成12年 6月17日～ 平成16年 6月16日																											
	議会議員	任期	平成15年11月 4日～ 平成19年10月19日	平成15年 5月 2日～ 平成19年 4月30日	平成12年 4月30日～ 平成16年 4月29日																											
	選挙管理委員会																															
選挙管理委員会の委員4名																																
委員長	任期	平成12年 9月22日～ 平成16年 9月21日	平成12年 3月24日～ 平成16年 3月23日	平成12年 9月30日～ 平成16年 9月29日																												
委員	任期	平成12年 9月22日～ 平成16年 9月21日	平成12年 3月24日～ 平成16年 3月23日	平成12年 9月30日～ 平成16年 9月29日																												

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		特別職の身分の取扱い			関係項目	任期(No.2)
調 整 内 容	具体的項目		白石町	福富町	有明町	
	教育委員会		教育委員会の委員5名			
	教育委員長	任期	平成13年10月22日～ 平成17年10月21日	平成12年10月1日～ 平成16年9月30日	平成13年10月1日～ 平成17年9月30日	
	委員長職務代理	任期	平成14年10月1日～ 平成18年9月30日	平成13年11月16日～ 平成17年11月15日	平成12年10月1日～ 平成16年9月30日	
	教育委員	任期	平成13年12月21日～ 平成17年12月20日	平成14年11月13日～ 平成18年11月12日	平成15年10月1日～ 平成19年9月30日	
	教育委員	任期	平成13年1月28日～ 平成17年1月27日	平成13年11月16日～ 平成17年11月15日	平成12年10月1日～ 平成16年9月30日	
	教育長	教育委員任期	平成12年2月29日～ 平成16年2月28日	平成15年10月1日～ 平成19年9月30日	平成14年10月1日～ 平成18年9月30日	
		教育長任期	平成12年2月29日～ 平成16年2月28日	平成15年10月1日～ 平成19年9月30日	平成14年10月1日～ 平成18年9月30日	
	固定資産評価審査委員会		固定資産評価審査委員会の委員3名			
	委員長	任期	平成13年4月1日～ 平成16年3月31日	平成13年11月1日～ 平成16年10月31日	平成15年4月1日～ 平成18年3月31日	
	委員	任期	平成14年4月1日～ 平成17年3月31日	平成13年11月1日～ 平成16年10月31日	平成13年4月1日～ 平成16年3月31日	
			平成15年4月1日～ 平成18年3月31日	平成15年4月1日～ 平成18年3月31日	平成14年4月1日～ 平成17年3月31日	



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		特別職の身分の取扱い			関係項目	その他の特別職の委員			
調 整 内 容	2. その他の特別職の委員の例示一覧								
	具体的項目	白石町	福富町	有明町	白石町	福富町	有明町		
	その他の特別職の委員	選挙長	選挙長	選挙長	選挙長				
		投票管理者	投票管理者	投票管理者	投票管理者		農村地域工業導入対策審議会委員		
		開票管理者	開票管理者	開票管理者	開票管理者			水道事業運営委員会委員	
		選挙立会人	選挙立会人	選挙立会人	選挙立会人		下水道事業推進委員会委員		
		投票立会人	投票立会人	投票立会人	投票立会人		青少年問題協議会委員	青少年問題協議会委員	
		開票立会人	開票立会人	開票立会人	開票立会人	公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	
		固定資産評価員	固定資産評価員	固定資産評価員	固定資産評価員	社会教育委員会委員	社会教育委員	社会教育委員会委員	
		特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	社会教育指導員	社会教育指導員	社会教育指導員	
		総合開発計画審議会委員	総合開発計画審議会委員	総合開発計画審議会委員	総合開発計画審議会委員		育英学生候補者選考委員会委員		学校週5日制推進委員
		行財政調査委員会委員	行政改革推進委員会委員	行財政調査委員会委員	行財政調査委員会委員	適正就学指導委員会委員			適正就学指導委員
		情報公開審査委員会委員	情報公開審査委員会委員	情報公開審査委員会委員	情報公開審査委員会委員	体育指導委員	体育指導委員	体育指導委員	体育指導委員
		消 賞じゅつ金審査委員	消 賞じゅつ金審査委員	消 賞じゅつ金審査委員	消 賞じゅつ金審査委員	文化財保護審議会委員			文化財保護審議会委員
		災会議委員	災会議委員	災会議委員	災会議委員	学校給食センター運営委員会委員			
		犯推進員	犯推進員	犯推進員	犯推進員		幼稚園園長		
		犯推進協議会委員	犯推進協議会委員	犯推進協議会委員	犯推進協議会委員	保育園園長	保育園園長		
		水 協議会委員			水 協議会委員		町医		
		嘱託員	駐在員		嘱託員	小中学校医	小中学校医	小中学校医	
		民生委員推薦会委員	民生委員推薦会委員	民生委員推薦会委員	民生委員推薦会委員	小中学校歯科医	小中学校歯科医	小中学校歯科医	
		国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険運営協議会委員	小中学校薬剤師	小中学校薬剤師	小中学校薬剤師	
				高齢社会総合対策推進委員		保育園嘱託医・歯科医	保育園嘱託医	保育園嘱託医・歯科医	
				健康づくり推進協議会委員	健康づくり推進協議会委員		幼稚園嘱託医	幼稚園嘱託医・歯科医	
		予 接種健康被害調査委員会委員	予 接種健康被害調査委員会委員	予 接種健康被害調査委員会委員	予 接種健康被害調査委員会委員				産業医
					高齢者保健福祉計画策定委員				
					人権擁護審議会委員				
			農村総合整備計画審議会委員						
			標準小作料設定協議会委員	標準小作料設定協議会委員	標準小作料設定協議会委員				
			農林漁業災害審議会委員						
			農業近代化連絡協議会委員		農業振興地域整備促進協議会委員				
		町有林巡視員							

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	特別職の身分の取扱い	【参考資料No.1】
<p><b>【法令】</b></p> <p><b>地方自治法【抜粋】</b></p> <p><b>市町村長</b>            (知事及び市町村長)            第139条 〔第1項 省略〕            2 市町村に市町村長を置く。            (任期)            第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。</p> <p><b>助役</b> 〔第2項 省略〕            (副知事・助役の設置及びその定数)            第161条 〔第1項 省略〕            2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。            3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。            (副知事及び助役の選任)            第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。            (副知事及び助役の任期)            第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p> <p><b>収入役</b>            (出納長・収入役及び副出納長・副収入役)            第168条 〔第1項 省略〕            2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。            3 道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。            4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。            〔第5項～第9項 省略〕</p> <p><b>行政委員会の設置等</b>            (委員会及び委員の設置・委員の兼職禁止等)            第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。            一 教育委員会</p>		<p>二 選挙管理委員会            三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会            四 監査委員            〔第2項 省略〕            3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。            一 農業委員会            二 固定資産評価審査委員会            〔第4項 省略〕            5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、常勤とする。            〔第6項～第8項 省略〕</p> <p>(教育委員会の職務権限等)            第180条の8 教育委員会は、別に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>(選挙管理委員会の設置及び組織)            第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。            2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。            (選挙管理員及び補充員の選挙)            第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。            2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。            〔第3項～第8項 省略〕</p> <p>(任期)            第181条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。            2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。            3 補充員の任期は、委員の任期による。            〔第4項 省略〕</p>

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	特別職の身分の取扱い 【参考資料No.2】
<p>( 監査委員の設置及び定数 )</p> <p>第 1 9 5 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより 3 人又は 2 人とし、町村にあつては 2 人とする。</p> <p>( 選任及び兼職の禁止 )</p> <p>第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款に「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合においては、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が 4 人のときは 2 人又は 1 人、3 人以内のときは 1 人とするものとする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数は、3 人である普通地方公共団体にあつては少なくともその 2 人以上は、2 人である普通地方公共団体にあつては少なくともその 1 人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔第 3 項～第 5 項 省略〕</p> <p>( 任期 )</p> <p>第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職を行うことを妨げない。</p> <p>( その他の委員会の職務権限等 )</p> <p>第 2 0 2 条の 2 〔第 1 項～第 4 項 省略〕</p> <p>5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登 された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。</p>	<p>方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。</p> <p><b>地方税法 【抜粋】</b></p> <p>( 固定資産評価審査委員会の設置、選任等 )</p> <p>第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登 された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>4 市町村は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。</p> <p>5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。</p> <p>8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることのできる。</p> <p>9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員の選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることのできる。</p>
<p><b>地方自治法施行令 【抜粋】</b></p> <p>第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた普通地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定められた者をもつてこれを充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置される普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれを充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第 1 項の 2 の規定による当該普通地</p>	

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	特別職の身分の取扱い	【参考資料No.3】
<p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 【抜粋】</b></p> <p><b>教育長</b></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全又は一を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p>第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定市(以下「指定市」という。)又は地方公共団体の組合のうち道府県若しくは指定市に加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみ加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関して識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>〔第2項 省略〕</p> <p>3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあつては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者が含まれるように努めなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(教育長)</p> <p>第16条 教育委員会に、教育長を置く。</p> <p>2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。</p> <p>4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。</p>		<p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 【抜粋】</b></p> <p>第6章 市町村の配置分合があつた場合の特例</p> <p>(最初の委員の選任等)</p> <p>第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。</p> <p>3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が召集する。</p> <p>(最初の教育長の互選)</p> <p>第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p> <p>(最初に任命される委員の任期)</p> <p>第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合においては、各委員の任期は、当該市町村長が定める。</p> <p>(最初の教育委員会の召集)</p> <p>第21条 新たに設置された市町村においては、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が召集する。</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 提出

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] ) 確認

協定項目	条例、規則等の取扱い
調整の内容	条例、規則等の取扱いについては、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する。

協定項目	条例、規則等の取扱い	関係項目	条例、規則等の整備方針について
調整内容	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併により3町の条例、規則等は失効することとなるので、各種事務事業等に支障がないように、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき、関係条例、規則等のそれぞれの施行区分により調整する。</p>		
	<p><b>白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針</b></p> <p>白石・福富・有明3町による新設合併が行われる場合、3町(白石町・福富町・有明町)は、合併により消滅するため、3町の条例、規則等は失効することになる。そのため、新町において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。したがって、新町の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。</p> <p>施行の方法による区分</p> <p>1. <u>合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの</u> (専決処分)            条例 . . . . . 町長職務執行者の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)            規則、規程等 . . . . . 町長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)</p> <p>2. <u>合併後、逐次制定し、施行させるもの</u> (逐次制定)            町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの (議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等)            新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p>3. <u>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</u> (暫定施行)            一定の地域に施行されていた条例、規則等を、新町の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、合併後引き続き施行させる必要があるもの (地方自治法施行令第3条)</p>		

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	条例、規則等の取扱い 【参考資料No.1】
	<p data-bbox="226 272 338 296">【 法 令 】</p> <p data-bbox="219 325 376 349"><b>地方自治法【抜粋】</b></p> <p data-bbox="219 379 936 427">第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、<u>条例を制定することができる。</u></p> <p data-bbox="219 459 936 507">第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、<u>その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</u></p> <p data-bbox="219 539 936 643">第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、<u>当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</u></p> <p data-bbox="219 671 427 695"><b>地方自治法施行令【抜粋】</b></p> <p data-bbox="219 724 936 828">第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、<u>従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</u></p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.2】		
項目	調整内容			
	白石町	福富町	有明町	
公告式・表彰施行・総規	白石町役場の位置変更に関する条例	福富町役場の位置を変更する条例	有明町の役場位置設定条例	
			有明町の名称を変更する条例	
	白石町の休日に関する条例	福富町の休日に関する条例	有明町の休日に関する条例	
	白石町章の制定	福富町章	有明町町章に関する条例	
		福富町町木・町花	有明町町木・町花	
		福富町公告式条例	有明町公告式条例	
議会	白石町名誉町民条例	福富町名誉町民条例	有明町名誉町民条例	
		福富町表彰条例		
		福富町議会の議員の定数を減少する条例	有明町議会議員数の減少に関する条例	
	白石町議会議員定数条例	福富町議会の議員の定数を定める条例	有明町議会議員定数条例	
	白石町議会定例会の回数を定める条例	福富町議会の定例会の回数を定める条例	有明町議会定例会条例	
	白石町議会委員会条例	福富町議会委員会条例	有明町議会委員会条例	
執行機関	白石町議会事務局設置条例	福富町議会事務局設置条例	有明町議会事務局設置条例	
	白石町議会広報の発行に関する条例			
	白石町課設置条例	福富町課設置条例	有明町課設置条例	
	白石町行政財政調査委員会条例	福富町行政改革推進委員会設置条例	有明町行政財政調査委員会条例	
	白石町総合計画審議会条例	福富町総合開発計画審議会条例	有明町総合計画審議会条例	
		福富町公害対策審議会条例		
	政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための福富町長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための有明町長の資産等の公開に関する条例	
		町制施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
			有明町条例の左横書き実施に関する条例	
	白石町情報公開条例	福富町情報公開条例	有明町情報公開条例	
	白石町 子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例	福富町 子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例	有明町 子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例	
	白石町行政手続条例	福富町行政手続条例	有明町行政手続条例	
	白石町印鑑条例	福富町印鑑条例	有明町印鑑条例	
	白石町認可地縁団体印鑑の登 及び証明に関する条例			
	白石町 災会議条例	福富町 災会議条例	有明町 災会議条例	
	白石町災害対策本 条例	福富町災害対策本 条例	有明町災害対策本 条例	
白石町水 協議会条例		有明町水 協議会条例		
白石町交通安全指導員に関する条例	福富町交通安全指導員に関する条例	有明町交通安全指導員に関する条例		
白石町暴走族等の追放運動推進に関する条例	福富町暴走族等の追放運動推進に関する条例	有明町暴走族等の追放の推進に関する条例		
白石町 犯条例	福富町 犯条例	有明町 犯条例		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.3】						
項目	白	石	福	富	町	有	明	町
執行機関	白石町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例		福富町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例			有明町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例		
	白石町選挙公報の発行に関する条例		福富町選挙公報の発行に関する条例			有明町選挙公報の発行に関する条例		
	白石町監査委員条例		福富町監査委員条例			有明町監査委員に関する条例		
	白石町監査委員に関する条例							
	白石町固定資産評価審査委員会条例		福富町固定資産評価審査委員会条例			有明町固定資産評価審査委員会条例		
	白石町農村総合整備計画審議会条例							
	白石町囃子員に関する条例		福富町駐在員設置条例					
人事	白石町職員定数条例		福富町職員定数条例			有明町職員定数条例		
	白石町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例		職員の分限に関する手続及び効果に関する条例			有明町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例		
	白石町職員の定年等に関する条例		職員の定年等に関する条例			有明町職員の定年等に関する条例		
	白石町職員の再任用に関する条例		職員の再任用に関する条例			有明町職員の再任用に関する条例		
	白石町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例		職員の懲戒の手続及び効果に関する条例			有明町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例		
	白石町職員の服務の宣誓に関する条例		職員の服務の宣誓に関する条例			有明町職員の服務の宣誓に関する条例		
	白石町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例		職務に専念する義務の特例に関する条例			有明町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例		
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例		職員の勤務時間、休暇等に関する条例			職員の勤務時間、休暇等に関する条例		
	白石町職員の育児休業等に関する条例		福富町職員の育児休業等に関する条例			有明町職員の育児休業等に関する条例		
	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例					有明町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例		
給与	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例		議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例			有明町議会議員の報酬及び費用弁償支給条例		
	特別職の職員で 常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例		特別職の職員で 常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			有明町特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例		
	証人等の実費弁償に関する条例		証人等の実費弁償に関する条例			証人等の実費弁償に関する条例		
	白石町特別職報酬等審議会条例		福富町特別職報酬等審議会条例			有明町特別職報酬等審議会条例		
			福富町駐在員の報酬及び費用弁償に関する条例			有明町囃子員の報酬及び費用弁償支給条例		
	町長、助役、収入役等の諸給与条例		福富町長、助役、収入役等の諸給与条例			有明町長、助役及び収入役の給与、旅費に関する条例		
	白石町教育委員会の教育長の給与及び旅費に関する条例		教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例			有明町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例		
	白石町職員の給与に関する条例		福富町職員の給与に関する条例			有明町職員の給与に関する条例		
	白石町職員の特殊勤務手当に関する条例							
	昭和23年6月30日以前の恩給基礎俸給改正に伴う退職年金の特別措置に関する条例							
	技能労務職員の給与の種 及び基準に関する条例		技能労務職員の給与の種 及び基準に関する条例			有明町技能労務職員の給与の種 及び基準に関する条例		
	白石町職員の旅費に関する条例		職員の旅費に関する条例			有明町職員等の旅費に関する条例		
					有明町職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例			



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.4】							
項目	白	石	福	富	町	有	明	町	
	財	白石町財政状況の公表に関する条例		福富町財政状況の公表に関する条例			有明町財政状況の公表に関する条例		
白石町特別会計条例						有明町国民健康保険特別会計条例			
白石町税条例			福富町税条例			有明町税条例			
町税の徴収等の特例に関する条例			町税の徴収等の特例に関する条例			有明町税及び有明町国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例			
白石町納税組合条例			福富町納税貯蓄組合褒賞条例						
白石町国民健康保険税条例			福富町国民健康保険税条例			有明町国民健康保険税条例			
白石町特別土地保有税審議会条例			福富町特別土地保有税審議会条例			有明町特別土地保有税審議会条例			
			福富町行政財産の使用料徴収条例			有明町行政財産使用料条例			
白石町手数料条例			福富町手数料徴収条例			有明町手数料条例			
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例			議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例			有明町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例			
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例			財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例			有明町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例			
白石町財政調整積立基金条例			福富町財政調整積立基金条例			有明町財政調整基金条例			
町有林整備維持管理基金条例									
白石町町債管理基金条例			福富町減債基金条例			有明町減債基金条例			
白石町用品調達基金条例			学校教育備品購入基金条例						
			福富町スポーツ振興基金条例						
			福富町育英資金貸付基金条例						
務		白石町地域づくり振興基金条例		ふるさと活性化基金条例			有明町まちづくり対策基金条例		
				福富町21世紀人づくり基金条例					
				福富町福祉資金貸付基金条例					
			福富町修学資金貸付基金条例						
			福富町ふるさと水と土保全基金条例			有明町ふるさと水と土保全基金条例			
			福富町公共施設整備基金条例			有明町公共施設整備基金条例			
	白石町庁舎建設基金条例								
						有明町地域振興基金条例			
			ふるさと福富マイランド管理積立基金条例						
	白石町豊齢社会福祉振興基金条例		福富町地域福祉基金条例			有明町地域福祉基金条例			
白石町国民健康保険保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例		福富町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例			有明町国民健康保険給付費支払準備基金条例				
白石町国民健康保険出産費資金貸付基金条例		福富町国民健康保険出産費資金貸付基金条例			有明町国民健康保険出産費資金貸付事業条例				
白石町高額療養費資金貸付基金条例		福富町高額療養費資金貸付基金条例			有明町高額療養費資金貸付基金条例				
白石町土地開発基金条例		福富町土地開発基金条例			有明町土地開発基金条例				

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.5】		
項目	白石町	福富町	有明町	
財務	税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例			有明町固定資産評価員の設置に関する条例
		福富町農業集落排水特別会計条例		有明町農業集落排水特別会計条例
		福富町農業集落排水事業減債基金条例		
		福富町営住宅建設準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例		
	白石町営駐車場条例			
教育	白石町立学校設置条例	福富町立学校設置条例		有明町立学校設置条例
		福富町立福富幼稚園設置条例		
		福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例		
		福富町立学校設備使用条例		有明町立小中学校施設使用料条例
		福富町育英資金貸付条例		
	白石町学校給食共同調理場設置条例			
	白石町社会教育委員に関する条例	福富町社会教育委員条例		有明町社会教育委員設置に関する条例
	白石町社会教育主事設置条例			
		福富町青少年問題協議会条例		有明町青少年問題協議会設置条例
	白石町公民館条例	福富町公民館条例		有明町公民館設置条例
	白石町公民館使用条例	福富町総合センター(公民館)使用条例		有明町公民館使用料条例
		福富町社会体育施設の設置及び管理に関する条例		
	白石町コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	福富町ふくどみマイルド公園の設置及び管理に関する条例		
	三近堂コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例			有明町民運動公園の設置及び管理に関する条例
白石町うたがき研修施設設置及び管理に関する条例			有明町福佐山運動公園の設置及び管理に関する条例	
白石町社会体育館の設置及び管理に関する条例			有明町ふれあい運動公園の設置及び管理に関する条例	
白石町学校運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例			有明町農民運動広場の設置及び管理に関する条例	
			王崎古今の森公園の設置及び管理に関する条例	
			肥前竜王駅前べったん広場の設置及び管理に関する条例	
白石町文化財保護条例			有明町文化財保護条例	
白石町文化財保護審議会条例			有明町文化財保護審議会条例	
厚生	白石町社会福祉法人の助成に関する条例	社会福祉法人の助成に関する条例		有明町社会福祉法人の助成に関する条例
		福富町農村研修健康センターの設置及び管理に関する条例		有明町母子健康センターの設置及び管理に関する条例
	白石町児童福祉施設設置条例			
	災害弔慰金の支給等に関する条例	福富町災害弔慰金の支給等に関する条例		有明町災害弔慰金の支給等に関する条例
	白石町保育の実施に関する条例	福富町保育の実施に関する条例		有明町保育実施条例

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.6】		
項目	白石町	福富町	有明町	
調 整 内 容	厚		福富町保育所設置条例	有明町保育所設置及び管理に関する条例
		白石町児童遊園の設置及び管理に関する条例		
		白石町乳幼児医療費の助成に関する条例	福富町乳幼児医療費の助成に関する条例	有明町乳幼児医療費の助成に関する条例
			福富町幼児医療費の負担軽減に関する条例	
		白石町奨学資金貸付条例		
		白石町母子家庭等医療費助成に関する条例	福富町母子家庭等医療費の助成に関する条例	有明町母子家庭等医療費助成に関する条例
			福富町在宅重症心身障害児(者)等介護人見舞金支給条例	
			福富町ひとり暮らし老人及びねたきり老人扶助費支給条例	
		白石町ふれあいデイサービスセンターの設置及び管理に関する条例		
		白石町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例	福富町福祉センターの設置及び管理に関する条例	有明町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
			福富町修学資金貸付条例	
		福富町高齢社会総合対策推進委員会設置条例		
	白石町敬老祝金支給条例	福富町長寿祝金支給条例	有明町敬老祝金支給条例	
	白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例	福富町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例	有明町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例	
			有明町重度心身障害児扶助費の支給に関する条例	
	白石町人権擁護に関する条例	福富町人権擁護に関する条例	有明町人権擁護に関する条例	
	白石町国民健康保険条例	福富町国民健康保険条例	有明町国民健康保険条例	
	白石町予 接種健康被害調査委員会設置条例	福富町予 接種健康被害調査委員会設置条例	有明町予 接種健康被害調査委員会設置条例	
	白石町犬取締条例	福富町犬取締条例	有明町犬取締り条例	
	白石町犬登 条例		有明町犬登 条例	
	白石町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	福富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	有明町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
			有明町不用農業機械の収集処分に関する手数料条例	
	白石町墓地等の経営の許可等に関する条例	福富町墓地等の経営の許可等に関する条例	有明町墓地等の経営の許可等に関する条例	
	福富町高齢者住宅整備資金の利子補給に関する条例			
白石町ホームヘルパーの派遣に関する条例	福富町ホームヘルパーの派遣に関する条例	有明町ホームヘルパーの派遣に関する条例		
産 業 経 済	白石町農業委員会定数条例	福富町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例	有明町農業委員会委員定数条例	
	白石町農業委員会事務局設置条例			
			有明町農業振興地域整備促進協議会設置条例	
		福富町標準小作料設定協議会条例	有明町標準小作料設定協議会条例	
	白石町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例		有明町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	
白石町土地改良事業助成財源積立金条例				
土地改良施設維持管理適正化事業負担金貸付条例	福富町土地改良施設維持管理適正化事業の経費の分担に関する条例			

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.7】						
項目	白	石	福	富	町	有	明	町
調整内容	産	県営地盤沈下対策事業費の分担金徴収に関する条例				県営地盤沈下対策事業費の分担金徴収に関する条例		
		白石町土地改良施設修繕保全事業の分担金徴収に関する条例		福富町土地改良施設修繕保全事業分担金徴収条例				
		白石町白石平野農業用水暫定対策事業泥土浚渫の分担金徴収に関する条例						
				福富町農村総合整備モデル事業分担金徴収条例				
		白石町 補助土地改良事業の借入金償還金の補助に関する条例						
		県営土地改良総合整備事業の分担金徴収に関する条例		県営土地改良事業の負担に関する条例			県営土地改良事業費の分担金徴収に関する条例	
	業	県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例						
		白石町天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例		福富町天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例		有明町天災に依る被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例		
		白石町農業近代化資金融通助成に関する条例		福富町農業近代化資金融通助成に関する条例		有明町農業近代化資金融通助成に関する条例		
		白石町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例				有明町水田利用再編研修センター設置及び管理に関する条例		
		白石町農村環境改善センター・保健センターの設置及び管理に関する条例				有明町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例		
		白石町農村公園の設置及び管理に関する条例		福富町農村公園の設置及び管理に関する条例		有明スポーツセンターの設置及び管理に関する条例		
		白石町農道整備事業分担金徴収に関する条例				有明町スカイパークふれあい郷の設置及び管理条例		
						有明町農村公園の設置及び管理に関する条例		
						有明町愛菜農園設置及び管理に関する条例		
		経	白石町小規模農業農村整備事業分担金徴収に関する条例		福富町小規模農業農村整備事業分担金徴収条例		有明町小規模土地改良事業分担金徴収に関する条例	
						有明町農林地崩壊 止事業費の分担金徴収に関する条例		
	白石町火入れに関する条例					有明町火入れに関する条例		
	白石町中小企業小口資金融資条例					有明町中小企業融資資金の貸付けに関する条例		
	白石町工場等設置奨励条例					有明町企業設置奨励に関する条例		
				福富町農村地域工業導入促進計画審議会条例				
	白石町中小企業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例			福富町商工業者に対する設備資金借入金利子補給に関する条例		有明町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例		
	白石町漁業近代化資金融通助成に関する条例			福富町漁業近代化資金融通助成に関する条例				
	新有明意漁港整備事業分担金徴収に関する条例			福富町漁港整備事業の経費の賦課徴収に関する条例		有明町漁港施設整備事業分担金徴収条例		
				福富町漁船保険事業補助金交付条例				
	建			福富町漁港管理条例		有明町漁港管理条例		
白石町道路条例			福富町道路条例		有明町道路占用料条例			
					有明町公有水面使用料及び産物採取料徴収条例			
					有明町土採取条例			
設	白石町内共同施行通路舗装事業借入金、償還金の補助に関する条例				有明町内開拓道路等補修事業に伴う経費の賦課徴収に関する条例			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		条例、規則等の取扱い 【参考資料No.8】		
項目	白石町	福富町	有明町	
建設	県営一般農道整備事業(基幹農道舗装)の借入金償還金の補助に関する条例			県営一般農道整備事業(基幹農道舗装)の借入金償還金の補助に関する条例
	白石町 市公園条例			
	白石町営住宅条例	福富町営住宅条例		有明町営住宅条例
		福富町上区町営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例		
		町営住宅駐車場の設置及び管理に関する条例		
		福富町工事分担金徴収条例		
		福富町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		有明町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
消防		福富町農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例		有明町農業集落排水処理施設事業分担金の徴収に関する条例
	地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例			地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例
	白石町消 団の設置等に関する条例	福富町消 団の設置等に関する条例		有明町消 団の設置等に関する条例
	白石町消 団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	福富町消 団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例		有明町消 団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
公営企業	白石町消 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例	福富町消 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例		有明町消 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例
	白石町 常勤消 団員に係る退職報奨金の支給に関する条例	福富町 常勤消 団員に係る退職報償金の支給に関する条例		有明町 常勤消 団員に係る退職報奨金支給に関する条例
	白石町水道事業の設置等に関する条例			有明町水道事業の設置等に関する条例
				有明町水道事業運営委員会設置条例
	白石町水道事業職員の給与の種 及び基準に関する条例			有明町企業職員の給与の種 及び基準に関する条例
	白石町水道事業給水条例		有明町水道事業給水条例	
	水道使用料納入に対する報償条例			

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] 提出 )

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] 確認 )

協定項目	消防団の取扱い
調整の内容	<p>新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する。</p> <p>(1) 新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。</p> <p>(2) 消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。</p> <p>(3) 消防関係の補助金・助成金については、新町において調整する。</p> <p>(4) 消防関係車両等の購入計画については、合併後に新町において策定する。</p>

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の組織について																																																											
調整の 具体的 内容	<p>団員定数：合併時においては、実人員数等を考慮して団員定数を定め、合併後に団員定数の検討を行う。</p> <p>分団数：現行どおり10分団とする。合併後、段階的に分団の統合についての検討を行う。</p> <p>部数：現行どおり46部とする。合併後、段階的に部の統合についての検討を行う。</p>																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">3 町 の 現 況 ( 条 例 定 数 )</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>白 石 町</th> <th>福 富 町</th> <th>有 明 町</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt; 階 級 &gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団 長</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>1名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td>副 分 団 長</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>22名</td> <td>10名</td> <td>15名</td> <td>47 名</td> </tr> <tr> <td>副 部 長</td> <td>22名</td> <td>10名</td> <td>15名</td> <td>47 名</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>68名</td> <td>78名</td> <td>46名</td> <td>192 名</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>498名</td> <td>163名</td> <td>322名</td> <td>983 名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>620名</td> <td>270名</td> <td>407名</td> <td>1,297 名</td> </tr> </tbody> </table>			3 町 の 現 況 ( 条 例 定 数 )					項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町	合 計	< 階 級 >					団 長	1名	1名	1名	3 名	副 団 長	1名	2名	2名	5 名	分 団 長	4名	3名	3名	10 名	副 分 団 長	4名	3名	3名	10 名	部 長	22名	10名	15名	47 名	副 部 長	22名	10名	15名	47 名	班 長	68名	78名	46名	192 名	団 員	498名	163名	322名	983 名	合 計	620名	270名	407名
3 町 の 現 況 ( 条 例 定 数 )																																																														
項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町	合 計																																																										
< 階 級 >																																																														
団 長	1名	1名	1名	3 名																																																										
副 団 長	1名	2名	2名	5 名																																																										
分 団 長	4名	3名	3名	10 名																																																										
副 分 団 長	4名	3名	3名	10 名																																																										
部 長	22名	10名	15名	47 名																																																										
副 部 長	22名	10名	15名	47 名																																																										
班 長	68名	78名	46名	192 名																																																										
団 員	498名	163名	322名	983 名																																																										
合 計	620名	270名	407名	1,297 名																																																										

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の構成について
調整内容	3 町 の 現 況		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部 実人員：36名</li> <li>女性部 実人員：30名</li> <li>第1分団 実人員：101名                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> </ul> </li> <li>第2分団 実人員：101名                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> </ul> </li> <li>副団長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第3分団 実人員：153名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> <li>第5部</li> <li>第6部</li> </ul> </li> <li>第4分団 実人員：188名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> <li>第5部</li> <li>第6部</li> <li>第7部</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>条例定数：620名 実人員：609名</p>	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部 実人員：33名</li> <li>第1分団 人員：69名                             <ul style="list-style-type: none"> <li>実                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>副団長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2分団 人員：71名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>実   <ul style="list-style-type: none"> <li>第4部</li> <li>第5部</li> <li>第6部</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第3分団 人員：85名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>実   <ul style="list-style-type: none"> <li>第7部</li> <li>第8部</li> <li>第9部</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>条例定数：270名 実人員：258名</p>	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部 実人員：8名</li> <li>第1分団 実人員：115名                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> </ul> </li> <li>副団長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2分団 実人員：124名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> <li>第5部</li> </ul> </li> <li>第3分団 人員：135名                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>実   <ul style="list-style-type: none"> <li>第1部</li> <li>第2部</li> <li>第3部</li> <li>第4部</li> <li>第5部</li> <li>第6部</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>条例定数：407名 実人員：382名</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団員の報酬等について	
調整の具体的内容		報酬・諸手当及び費用弁償等については、近隣の町等を参考にしながら検討し、合併時に定める。		
調整内容	3 町 の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	< 報酬 (年額) >			
	団 長	189,500円	160,000円	164,400円
	副 団 長	134,300円	99,000円	102,000円
	分 団 長	93,900円	66,000円	68,000円
	副 分 団 長	65,600円	53,000円	54,600円
	ラ ッ パ 班 長		27,000円	
	班 長	23,200円	18,000円	19,500円
	団 員	15,300円	15,000円	14,500円
	上記以外に支給している報酬			20,000円 ラッパ手
	< 手当 (年額) >			
	ラ ッ パ 手 手 当	9,800円	6,700円	
	運 転 要 員 手 当	9,800円	6,700円	運転手 29,200円
	技 術 員 手 当	7,700円	6,700円	機械整備員 21,600円
	旗 手 手 当	3,600円		
	< 費用弁償 (1回) >			
	水・火災の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
	警戒の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
	訓練の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
予 防 査 察 要 員	1,200円		1,000円 車両点検の場合	
< 旅 費 >	団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長、分団長については、町長、助役、収入役等の諸給与条例第3条に定める別表の旅費に相当する額、副分団長、部長、班長、団員にあっては、白石町職員の旅費に関する条例に準じ支給する。	職員の旅費に関する条例の規定を適用し、4級以上の職務にある職員が受ける旅費に相当する額を適用する。ただし、消防団長については、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例による。	団員が公務のために旅行し、又は会議に出席したときの費用弁償及び旅費の支給については、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例中監査委員を除いた特別職の職員の規定を適用する。	



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防関係車両等について	
調整の具体的内容		消防関係車両等の購入計画は、各町の購入計画を基本とし、新町の地域防災計画において年次計画を策定する。		
調 整 内 容	3 町 の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<車両等の保有状況>			
	消防ポンプ自動車	1台	1台	1台
	小型動力ポンプ 付積載車	20台	9台	14台
小型動力ポンプのみ			1台	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] 提出 )

( 第4回協議会 [平成15年12月25日] 確認 )

協定項目	防災関係の取扱い
調整の内容	1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。 2. 災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。 3. 災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する。

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	防災会議について	
調整の具体的内容	合併時に防災会議条例を制定する。			
調 整 内 容	3 町 の 現 況			
	項目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<防災会議> 条例の名称	白石町防災会議条例		
	条例の内容	1. 趣旨 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、白石町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 2. 所掌事務 白石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 3. 会長及び委員 会長は、町長をもって充てる。 委員の定数は19人とする。 4. 専門委員	1. 趣旨 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、福富町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。 2. 所掌事務 福富町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 【白石町と同じ】 水防法第25条の水防計画を調査審議すること。 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 3. 会長及び委員 【白石町と同じ】 委員の定数は19人以内とする。 4. 【白石町と同じ】	1. 趣旨 【白石町と同じ】 2. 所掌事務 有明町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 【白石町と同じ】 【白石町と同じ】 3. 会長及び委員 【白石町と同じ】 委員の定数は21人とする。 4. 【白石町と同じ】

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	災害対策本部について	
調整の具体的内容	合併時に災害対策本部条例を制定し、組織編成を行う。			
調 整 内 容	3 町 の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	< 災害対策本部 > 条例の名称	白石町災害対策本部条例		
条例の内容	<p>1. 目的</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、白石町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長</p> <p>災害対策副本部長</p> <p>災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、福富町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長</p> <p>災害対策副本部長</p> <p>災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	<p>1. 目的</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、有明町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長</p> <p>災害対策副本部長</p> <p>災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	非常連絡体制について
調整の具体的内容		新町の地域防災計画を策定する中で、非常連絡体制について充実を図る。	
調 整 内 容	3 町	の	現 況
	白石町	福 富 町	有 明 町
	<p>&lt;災害時の住民への情報伝達手段&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡</li> <li>白石町広報車による連呼</li> <li>白石警察署パトロールカーによる連呼</li> <li>白石町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡</li> <li>拡声器による通報（公民館に備え付けてある地域のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡</li> <li>福富町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡</li> <li>有明町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡</li> </ul>
<p>&lt;気象情報伝達及び通報連絡&gt;</p> <p>・警戒体制時における場合</p>			
<p>・災害対策本部設置後における場合</p>			

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 提出

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 確認

協定項目	農林業の取扱い
調整の内容	<p>1. 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>2. 農業関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。</p> <p>3. 農業農村整備関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。</p> <p>(3) 農道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>4. 農業関係団体については、現行のとおりとし、新町において調整する。</p> <p>5. 林務関係事業については、新町において引き続き実施する。</p> <p>6. 林道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	農業振興地域整備計画
調整内容	白石町	福富町	有明町
	<p><b>1.白石町農業振興地域整備計画</b></p> <p>策定年度 昭和52年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地区域の見直し</li> <li>・農用地利用計画</li> <li>・農業生産基盤の整備開発計画</li> <li>・農業近代化施設の整備計画</li> </ul>	<p><b>1.福富町農業振興地域整備計画</b></p> <p>策定年度 昭和52年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地区域の見直し</li> <li>・農用地利用計画</li> <li>・農業生産基盤の整備開発計画</li> <li>・農業近代化施設の整備計画</li> </ul>	<p><b>1.有明町農業振興地域整備計画</b></p> <p>策定年度 平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地区域の見直し</li> <li>・農用地利用計画</li> <li>・農業生産基盤の整備開発計画</li> <li>・農業近代化施設の整備計画</li> </ul>
	<p>【法令】 農業振興地域の整備に関する法律 【抜粋】 第2条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとする。</p> <p>第8条 道府県知事の指定した農業振興地域の区域の全 又は一 がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p>		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	農業関係事業（農業経営基盤強化促進対策事業）	
調整の具体的内容	<p>農業経営基盤強化促進対策事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進対策事業については、引き続き実施し、当事業の促進体制(組織等)については、新町において整備する。 農業マスタープランについては、新町において調整し新たに作成する。</p> <p>(2) 農業経営基盤強化資金利子補給補助金については、現行のとおり実施する。</p>		地域	
調整内容	<p style="text-align: center;">白 石 町</p> <p><b>1. 農業経営基盤強化促進対策事業</b></p> <p>経営改善支援活動事業 基本構想実践活動事業 ・白石町経営・生産対策 推進会議の開催 委員数 7名 ・アクションプログラムの作成 経営改善支援活動事業 ・経営改善支援センターの設置 設置場所 白石地区農協 認定農業者数 202 経営体</p> <p>農用地利用調整特別事業 ・農地流動化推進委員の設置 推進員数 22名</p> <p>経営対策体制整備 推進事業 ・地域農業マスタープランの作成</p> <p>農地流動化地域総合推進事業 推 ・農地流動化の目標設定</p> <p><b>2. 町助成事業</b></p> <p>農業経営基盤強化資金 利子補給補助金 ・利子補給率 0.25 %</p>	<p style="text-align: center;">福 富 町</p> <p><b>1. 農業経営基盤強化促進対策事業</b></p> <p>経営改善支援活動事業 基本構想実践活動事業 ・福富町経営・生産対策 推進会議の開催 委員数 10名 ・アクションプログラムの作成 経営改善支援活動事業 ・経営改善支援センターの設置 設置場所 白石地区農協 認定農業者数 175 経営体</p> <p>農用地利用調整特別事業 ・農地流動化推進委員の設置 推進員数 17名</p> <p>経営対策体制整備 推進事業 ・地域農業マスタープランの作成</p> <p>農地流動化地域総合推進事業 推 ・農地流動化の目標設定</p> <p><b>2. 町助成事業</b></p> <p>農業経営基盤強化資金 利子補給補助金 ・利子補給率 0.25 %</p>	<p style="text-align: center;">有 明 町</p> <p><b>1. 農業経営基盤強化促進対策事業</b></p> <p>経営改善支援活動事業 基本構想実践活動事業 ・有明町経営・生産対策 推進会議の開催 委員数 11名 ・アクションプログラムの作成 経営改善支援活動事業 ・経営改善支援センターの設置 設置場所 白石地区農協 認定農業者数 145 経営体</p> <p>農用地利用調整特別事業 ・農地流動化推進委員の設置 推進員数 22名</p> <p>経営対策体制整備 推進事業 ・地域農業マスタープランの作成</p> <p>農地流動化地域総合推進事業 推 ・農地流動化の目標設定</p> <p><b>2. 町助成事業</b></p> <p>農業経営基盤強化資金 利子補給補助金 ・利子補給率 0.25 %</p>	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	農業関係事業（米政策改革大綱 No. 1）
調整の具体的内容		<p>米政策改革大綱については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 生産数量配分等については、新町において調整する。</p> <p>(2) 地域水田農業推進協議会は、新町において新たに設置する。</p> <p>(3) 地域水田農業ビジョンは、新町において作成する。</p> <p>(4) 米政策改革大綱町単独助成事業は、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。</p>	
調 整 内 容	<p style="text-align: center;">白 石 町</p> <p><b>1.生産調整(転作)配分面積等</b></p> <p style="text-align: center;">平成15年度実績 (実績算入分含む)</p> <p>配分面積 871 ha 実施面積 911 ha 配分率 100 % 達成率 104 %</p> <p><b>2.生産調整推進協議会</b></p> <p style="text-align: center;">白石町水田農業経営 確立対策協議会</p> <p>委員数 45名</p> <p>構成員 町長、議長、農政事務所 県、農業委員会、農協 農業共済、土地改良区 農業者の代表</p> <p>審議事項 水田農業経営確立対策 (生産調整)の推進全般 について</p>	<p style="text-align: center;">福 富 町</p> <p><b>1.生産調整(転作)配分面積等</b></p> <p style="text-align: center;">平成15年度実績 (実績算入分含む)</p> <p>配分面積 359 ha 実施面積 375 ha 配分率 100 % 達成率 104 %</p> <p><b>2.生産調整推進協議会</b></p> <p style="text-align: center;">福富町水田農業推進協議会</p> <p>委員数 36名</p> <p>構成員 町長、議長、農政事務所 県、農業委員会、農協 農業共済、土地改良区 農業者の代表</p> <p>審議事項 水田農業経営確立対策 (生産調整)の推進全般 について</p>	<p style="text-align: center;">有 明 町</p> <p><b>1.生産調整(転作)配分面積等</b></p> <p style="text-align: center;">平成15年度実績 (実績算入分含む)</p> <p>配分面積 567 ha 実施面積 595 ha 配分率 100 % 達成率 105 %</p> <p><b>2.生産調整推進協議会</b></p> <p style="text-align: center;">有明町水田農業推進協議会</p> <p>委員数 16名</p> <p>構成員 町長、議長、農政事務所 県、農業委員会、農協 農業共済、土地改良区 農業者の代表</p> <p>審議事項 水田農業経営確立対策 (生産調整)の推進全般 について</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	農業関係事業（米政策改革大綱 No. 2）
	<p style="text-align: center;">白 石 町</p> <p><b>3.地域水田農業ビジョン</b></p> <p style="text-align: center;">白石町水田農業ビジョン</p> <p>計画期間 平成16年4月1日～ 平成19年3月31日</p> <p><b>4.生産調整町単独助成事業</b></p> <p>白石町水田合理化実践 協議会推進事業</p> <p>・目的 営農推進母体として各種の事業の協議連絡調整等その活発な活動を助長することにより、町農業振興に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">福 富 町</p> <p><b>3.地域水田農業ビジョン</b></p> <p style="text-align: center;">福富町水田農業ビジョン</p> <p>計画期間 平成16年4月1日～ 平成19年3月31日</p> <p><b>4.生産調整町単独助成事業</b></p> <p>福富町地域営農実践協議会 推進活動助成事業</p> <p>・目的 水田利用の高度化と水田農業の生産性の向上を図る上で、稲作と転作とが合理的に組み合わせられた土地利用方式、生産方式を確立する。</p>	<p style="text-align: center;">有 明 町</p> <p><b>3.地域水田農業ビジョン</b></p> <p style="text-align: center;">有明町水田農業ビジョン</p> <p>計画期間 平成16年4月1日～ 平成19年3月31日</p> <p><b>4.生産調整町単独助成事業</b></p> <p style="text-align: center;">該当なし</p>



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		農林業の取扱い		関係項目		土地改良事業（負担割合No.1）		
調整の具体的内容		1. 国営筑後川下流土地改良推進事業の白石平野地区（直送）の受益者負担割合については、白石町の例による。						
国営筑後川下流土地改良推進事業		（単位：％）						
調整内容	事業区分		負担区分	白石町	福富町	有明町	備考	
	下流地区 （一般）	用水施設	町	5.00	5.00	5.00	平成4年まで 7.50	
		（佐賀西部導水路）		農家	0.00	0.00	0.00	
		用水施設	町	4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.00	
		（白石東線・山脚線、福富線）		農家	4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.00
	下流白石地区 （特別）	排水施設	町	10.50	10.50	10.50		
		（有明水路・排水機場）		農家	0.00	0.00	0.00	
		用水施設	町	4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.25	
		（白石東線・山脚線、福富線）		農家	4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.25
	白石平野地区 （直送）	用水施設						
		（基幹施設）		町	5.00	5.00	5.00	
				農家	-	-	-	
（末端施設）		町	6.00	4.00	4.00			
		農家	2.00	4.00	4.00			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	土地改良事業（負担割合No.2）						
調整の具体的内容	2. 県営及び町営土地改良事業の受益者負担割合については、従来から経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。								
調整内容	県営土地改良事業（主な事業）								
	補助残に対する町と受益者の負担割合								
	事業区分		補助率(%) 国・県	白石町		福富町		有明町	
				町	受益者	町	受益者	町	受益者
	ため池等整備事業（ため池整備工事(小規模)）		80.0						
	ため池等整備事業（利活用保全整備工事）		75.0						
	ため池等整備事業（ため池機能保全整備工事）		75.0					1/2	1/2
	地盤沈下対策事業	大規模	94.0	全額	-	全額	-	2/3 (排水機場は 全額)	1/3
	一般農道整備事業		72.5	全額	-	全額	-	全額	-
	ふるさと農道緊急整備事業		80.0	全額	-	全額	-	全額	-
海岸保全施設整備事業		100.0			-	-	-	-	
圃場整備事業		75.0	-	全額	1/5	4/5	-	全額	
町単独圃場整備償還金補助事業			1/5	4/5					

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	土地改良事業（負担割合No.3）						
調査内容	町営（団体営）事業								
	補助残に対する町と受益者の負担割合								
	（単位：％）								
	事業区分	補助率（％） 国・県	白石町		福富町		有明町		
			町	受益者	町	受益者	町	受益者	
	土地改良施設修繕保全事業	66.0	24.0	10.0	24.0	10.0	24.0	10.0	
	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	60.0	全額	-	全額	-	全額	-	
	基幹水利施設管理事業（町営土地改良事業）	60.0	全額	-	全額	-	全額	-	
	国営造成施設管理体制整備促進事業	推進活動費	70.0	全額	-	全額	-	全額	-
		強化支援費	26.25	11.25	62.50	11.25	62.50	11.25	62.50
	県単さが農業農村 振興整備事業	生産基盤強化事業	40.0			25.0	35.0	42.0	18.0
		生産基盤強化事業（農道）	40.0	全額	-				
		施設支援型	40.0	10以上	50以下				
	ふるさと農道緊急整備事業（地方財政措置）	0.0	全額	-	全額	-	全額	-	
県単ため池等災害防止事業	60.0								
圃場整備事業	75.0								
基盤整備促進事業（過疎地域）	60.0（65.0）								
土地改良施設維持管理適正化事業	60.0	全額	-	公共性が高い施設 全額 町管理幹線水路 3/4 1/4 上記以外の施設 - 全額		1/2	1/2		
土地改良施設修繕保全事業、国営造成施設管理体制整備促進事業（強化支援費）、県単さが農業農村振興整備事業については、総事業費に対する負担割合で表記									

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い		関係項目	農業農村整備関係 ( 町単独事業、農道 )
調 整 内 容	1. 主な町単独事業			
	白 石 町	福 富 町	有 明 町	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町単農道整備事業</li> <li>・ 幹線用排水路維持管理事業</li> <li>・ 非補助土地改良事業</li> <li>・ 集落道舗装事業</li> <li>・ 園内道路舗装補助事業</li> <li>・ 町内暗渠井げき改良事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富干拓用水確保事業</li> <li>・ 農業用排水路維持管理等整備事業</li> <li>・ 土地改良施設維持管理事業</li> <li>・ 町内農道整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明町環境整備事業</li> </ul>	
2. 農道の状況				平成15年8月1日現在
幅員1.8m以上のもの				
	白 石 町	福 富 町	有 明 町	計
路線数(本)	439	286	349	1,074
延長(m)	151,152	100,112	137,893	389,157
舗装延長(m)	140,216	64,760	98,203	303,179
舗装率(%)	92.8	64.7	71.2	77.9

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	農林業の取扱い	関係項目	農業関係団体						
調整の具体的内容		土地改良区については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。							
1. 土地改良区									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 405 577 424">白石町</th> <th data-bbox="577 405 981 424">福富町</th> <th data-bbox="981 405 1402 424">有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 424 577 847"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白石土地改良区</li> <li>・ 杵島土地改良区</li> <li>・ 焼米土地改良区</li> <li>・ 須古地区土地改良区</li> </ul> </td> <td data-bbox="577 424 981 847"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富土地改良区</li> <li>・ 大福土地改良区</li> <li>・ 福富干拓土地改良区</li> </ul> </td> <td data-bbox="981 424 1402 847"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明町土地改良区</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				白石町	福富町	有明町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白石土地改良区</li> <li>・ 杵島土地改良区</li> <li>・ 焼米土地改良区</li> <li>・ 須古地区土地改良区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富土地改良区</li> <li>・ 大福土地改良区</li> <li>・ 福富干拓土地改良区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明町土地改良区</li> </ul>
白石町	福富町	有明町							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白石土地改良区</li> <li>・ 杵島土地改良区</li> <li>・ 焼米土地改良区</li> <li>・ 須古地区土地改良区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富土地改良区</li> <li>・ 大福土地改良区</li> <li>・ 福富干拓土地改良区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明町土地改良区</li> </ul>							

調整内容



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出  
(第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	水産業の取扱い
調整の内容	<p>1. 漁港は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1) 国、県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 水産振興町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。</p> <p>3. 漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。</p>

協定項目	水産業の取扱い	関係項目	漁港
調整内容	(漁港台帳より)		
	白石町	福富町	有明町
	該当なし	<p><b>1. 漁港</b></p> <p style="text-align: center;"><b>住ノ江漁港</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港の種類 第1種</li> <li>・ 施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>物揚場 730.2 m</li> <li>泊地 26,317.0 m<sup>2</sup></li> <li>道路 98.8 m</li> </ul> </li> <li>・ 登録漁船数 76.0 隻</li> </ul>	<p><b>1. 漁港</b></p> <p style="text-align: center;"><b>廻里江漁港</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港の種類 第2種</li> <li>・ 施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>物揚場 156.5 m</li> <li>船揚場 27.0 m<sup>2</sup></li> <li>漁具干場 1,700.0 m<sup>2</sup></li> <li>泊地 100,000.0 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>・ 登録漁船数 215.0 隻</li> </ul>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	水産業の取扱い	関係項目	水産関係事業																																																																																			
調整の具体的内容	1. 特定漁港漁場整備事業(新有明漁港)、漁港漁場機能高度化統合補助事業(住ノ江漁港)については、新町においても引き続き実施する。 2. 資材置き場占用使用料補助金は、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">白 石 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>1. 特定漁港漁場整備事業</b></td> </tr> <tr> <td>・整備対象漁港名</td> <td>新有明漁港</td> </tr> <tr> <td>・事業実施主体</td> <td>有明町</td> </tr> <tr> <td>・事業年度</td> <td>平成14年度～平成23年度</td> </tr> <tr> <td>・事業費</td> <td>27億円</td> </tr> <tr> <td>・事業費内訳</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>2. 資材置き場占用使用料補助金</b></td> </tr> <tr> <td>・目的</td> <td>のり竹置き場占用使用に対する補助</td> </tr> <tr> <td>・条件等</td> <td>北明漁協が行うのり竹置き場占用使用料の1/3を補助</td> </tr> </tbody> </table>	白 石 町		<b>1. 特定漁港漁場整備事業</b>		・整備対象漁港名	新有明漁港	・事業実施主体	有明町	・事業年度	平成14年度～平成23年度	・事業費	27億円	・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(有明町、白石町)		受益者	5%	(新有明、北明)		<b>2. 資材置き場占用使用料補助金</b>		・目的	のり竹置き場占用使用に対する補助	・条件等	北明漁協が行うのり竹置き場占用使用料の1/3を補助	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">福 富 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>1. 漁港漁場機能高度化統合補助事業</b></td> </tr> <tr> <td>・整備対象漁港名</td> <td>住ノ江漁港</td> </tr> <tr> <td>・事業実施主体</td> <td>福富町</td> </tr> <tr> <td>・事業年度</td> <td>平成15年度～平成17年度</td> </tr> <tr> <td>・事業費</td> <td>2億5千4百万円</td> </tr> <tr> <td>・事業費内訳</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	福 富 町		<b>1. 漁港漁場機能高度化統合補助事業</b>		・整備対象漁港名	住ノ江漁港	・事業実施主体	福富町	・事業年度	平成15年度～平成17年度	・事業費	2億5千4百万円	・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(福富漁協)		受益者	5%	(福富漁協)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">有 明 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>1. 特定漁港漁場整備事業</b></td> </tr> <tr> <td>・整備対象漁港名</td> <td>新有明漁港</td> </tr> <tr> <td>・事業実施主体</td> <td>有明町</td> </tr> <tr> <td>・事業年度</td> <td>平成14年度～平成23年度</td> </tr> <tr> <td>・事業費</td> <td>27億円</td> </tr> <tr> <td>・事業費内訳</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	有 明 町		<b>1. 特定漁港漁場整備事業</b>		・整備対象漁港名	新有明漁港	・事業実施主体	有明町	・事業年度	平成14年度～平成23年度	・事業費	27億円	・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(有明町、白石町)		受益者	5%	(新有明、北明)
白 石 町																																																																																						
<b>1. 特定漁港漁場整備事業</b>																																																																																						
・整備対象漁港名	新有明漁港																																																																																					
・事業実施主体	有明町																																																																																					
・事業年度	平成14年度～平成23年度																																																																																					
・事業費	27億円																																																																																					
・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(有明町、白石町)		受益者	5%	(新有明、北明)																																																																										
国	50%	県	25%																																																																																			
町	20%	(有明町、白石町)																																																																																				
受益者	5%	(新有明、北明)																																																																																				
<b>2. 資材置き場占用使用料補助金</b>																																																																																						
・目的	のり竹置き場占用使用に対する補助																																																																																					
・条件等	北明漁協が行うのり竹置き場占用使用料の1/3を補助																																																																																					
福 富 町																																																																																						
<b>1. 漁港漁場機能高度化統合補助事業</b>																																																																																						
・整備対象漁港名	住ノ江漁港																																																																																					
・事業実施主体	福富町																																																																																					
・事業年度	平成15年度～平成17年度																																																																																					
・事業費	2億5千4百万円																																																																																					
・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(福富漁協)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(福富漁協)		受益者	5%	(福富漁協)																																																																										
国	50%	県	25%																																																																																			
町	20%	(福富漁協)																																																																																				
受益者	5%	(福富漁協)																																																																																				
有 明 町																																																																																						
<b>1. 特定漁港漁場整備事業</b>																																																																																						
・整備対象漁港名	新有明漁港																																																																																					
・事業実施主体	有明町																																																																																					
・事業年度	平成14年度～平成23年度																																																																																					
・事業費	27億円																																																																																					
・事業費内訳	<table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>20%</td> <td colspan="2">(有明町、白石町)</td> </tr> <tr> <td>受益者</td> <td>5%</td> <td colspan="2">(新有明、北明)</td> </tr> </table>	国	50%	県	25%	町	20%	(有明町、白石町)		受益者	5%	(新有明、北明)																																																																										
国	50%	県	25%																																																																																			
町	20%	(有明町、白石町)																																																																																				
受益者	5%	(新有明、北明)																																																																																				



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	水産業の取扱い		関係項目	漁港施設の使用料						
調整内容	白石町	福富町	有明町							
	該当なし	<p style="text-align: center;"><b>3. 漁港施設の使用料</b></p> <p style="text-align: center;">(避難のために入港した船舶を除く)</p> <table border="1" data-bbox="687 459 1072 571"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数5トン未満</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>総トン数5トン以上</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1年未満の端数があるときは、その端数が6ヶ月以内のときは半年分、6ヶ月を超えるときは1年分として計算する。</p>	区 分	料金(年額)	総トン数5トン未満	550円	総トン数5トン以上	1,100円	<p style="text-align: center;"><b>3. 漁港施設の使用料</b></p> <p style="text-align: center;">【福富町に同じ】</p>	
	区 分	料金(年額)								
総トン数5トン未満	550円									
総トン数5トン以上	1,100円									

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出  
 (第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	商工観光の取扱い
調整の内容	<p>1. 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。</p> <p>2. 観光関係事業については、観光資源の有効活用を図るよう、新町において調整する。</p>

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	商工関係事業 No. 1
------	----------	------	--------------

調整内容	<p>【 国 県 の 主 な 事 業 】</p> <p>1. 佐賀県緊急雇用創出基金事業</p> <p>【趣旨】 公的部門における緊急かつ臨時的雇用・就業機会の創設を図る</p> <p>【事業の対象】 国の推進事業例を参考にした新たな事業であること。 既存の事業の振り替えでないこと。 建設・土木事業以外の事業であること。 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。 事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集においても募集の公開を図るものであること。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活環境保全林環境整備事業</td> <td>生活環境整備事業(仮称) (平成16年度申請予定)</td> <td>交通環境整備事業</td> </tr> <tr> <td>生活指導員派遣事業</td> <td></td> <td>林道環境整備事業</td> </tr> <tr> <td>道路環境整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	白石町	福富町	有明町	生活環境保全林環境整備事業	生活環境整備事業(仮称) (平成16年度申請予定)	交通環境整備事業	生活指導員派遣事業		林道環境整備事業	道路環境整備事業	
白石町	福富町	有明町										
生活環境保全林環境整備事業	生活環境整備事業(仮称) (平成16年度申請予定)	交通環境整備事業										
生活指導員派遣事業		林道環境整備事業										
道路環境整備事業												

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	商工関係事業 No.2			
調 整 内 容	2.消費生活相談事業					
	【事業内容】 佐賀県消費生活センターと連携を図り、苦情・相談を受け付ける。					
		平成13年度消費生活相談件数		平成14年度消費生活相談件数		
	町名	消費生活センター受付分		消費生活センター受付分		町受付分
		苦情	問合せ	苦情	問合せ	
	白石町	68件	2件	79件	0件	10件
	福富町	21件	0件	31件	0件	0件
	有明町	37件	2件	41件	0件	3件
	3.消費者啓発事業					
	白石町	福富町	有明町			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙による啓発</li> <li>・ 成人式や敬老会及び各種会合時にパンフレットや啓発物を配布する</li> <li>・ 暮らしのメッセージ（情報誌）の地元回覧等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙による啓発</li> <li>・ 成人式や敬老会及び各種会合時にパンフレットや啓発物を配布する</li> <li>・ 暮らしのメッセージ（情報誌）の地元回覧等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙による啓発</li> <li>・ 成人式や敬老会及び各種会合時にパンフレットや啓発物を配布する</li> <li>・ 暮らしのメッセージ（情報誌）の地元回覧等</li> </ul>				

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	商工関係町単独事業 No.1									
調整の具体的内容	1. 中小企業融資制度については、合併時、白石町の例による。ただし、預託金額は新町において調整する。 また、現在の制度利用者については、現行のとおりとする。 2. 企業誘致事業については、合併時、新町全体の均衡を保つよう調整する。 3. 商工会補助については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。											
	1. 中小企業融資制度											
調 整 内 容	町名	資金の名称	融 資 の 対 象	融 資 条 件							預託金額	
	白石町	中小企業融資 小口資金融資 例	1. 個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては町内に 事業所を有すること 2. 同一業種を1年以上継続して経営していること 3. 町税を完納していること	資金 用途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償還 方法	保証人	担保	保証料 (%)	5,000万円
				運転	500	2.4	5年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要	1.35 全額 町助成	
	福富町	該当なし										
	有明町	中小企業融資 金の貸付に 関する条例	1. 町内に店舗または工場若しくは事業所を有し、町内で同一業種の 事業を1年以上引続き営んでいるもの 2. 町内に住所を有するもの 3. 町税その他納税事務を完全に履行していること	運転	500	2.4	5年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要	1.35 全額 町助成	3,000万円
				設備	700	2.4	7年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要		
平成15年4月1日現在												

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	商工関係町単独事業 No.2			
調整内容	2. 企業誘致事業					
	白石町	福富町	有明町			
	白石町工場等設置 奨励 条例  目的 工場等の新設または増設 を奨励し、産業の振興を図 る。	該当なし	有明町企業設置奨励条例  目的 生活環境及び自然環境の 保全に配慮しつつ、町内に 工場または事業場を新設し、 または増設することを奨励 し産業の振興と雇用の拡大 を図る。			
	町名	条例名	要件	奨励措置 (固定資産税 免除期間)		
			新設の場合 固定資産額(以上)	増設の場合 固定資産額(以上)	従業員数(以上)	従業員数(以上)
白石町	白石町工場等設置奨励条例	3,000万円	1,000万円	10名	5名	3ヶ年
福富町	該当なし					
有明町	有明町企業設置奨励条例	2,000万円	2,000万円	20名	10名	3ヶ年
3. 商工会補助						
白石町	福富町	有明町				
白石町商工会 (1) 事務所の位置 白石町大字福田1970番地  (2) 会員数(平成15年3月末現在) 345名  (3) 町補助金(平成15年度予算) 商工会補助金……………11,500千円	福富町商工会 (1) 事務所の位置 福富町大字福富3450  (2) 会員数(平成15年3月末現在) 150名  (3) 町補助金(平成15年度予算) 商工会補助金……………6,000千円	有明町商工会 (1) 事務所の位置 有明町大字戸ヶ里1602番地6  (2) 会員数(平成15年3月末現在) 247名  (3) 町補助金(平成15年度予算) 商工会補助金……………7,300千円				

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	観光関係（観光資源等・各種イベント等）											
調整の具体的内容	1. 名所旧跡については、新町の観光資源であるため、観光マップ作成及びサインの整備等を行う。 2. 各種イベントについては、そのイベントの持つ意味や地域性を考慮し、新町において検討する。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 507 672 528">白石町</th> <th data-bbox="672 507 1070 528">福富町</th> <th data-bbox="1070 507 1471 528">有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 528 672 911">                             1. 名所旧跡等                               肥前犬山城                              歌垣公園                              弘法大師上陸の地                              水堂さん                              重盛の塔                              船野山古墳群1号墳                              縫ノ池                              白石遊水池公園                         </td> <td data-bbox="672 528 1070 911">                             1. 名所旧跡等                               福富太鼓                              福富マイランド公園                              福富神社 楠の大木                              神社                              金毘羅神社                              潮塞観音                         </td> <td data-bbox="1070 528 1471 911">                             1. 名所旧跡等                               桜の里                              稲佐神社                              海童神社                              福泉禅寺                              古今の森公園                              ふれあい郷                         </td> </tr> <tr> <th data-bbox="271 970 672 991">白石町</th> <th data-bbox="672 970 1070 991">福富町</th> <th data-bbox="1070 970 1471 991">有明町</th> </tr> <tr> <td data-bbox="271 991 672 1337">                             1. イベント等                               歌垣つつじまつり                              歌垣の郷                              ロードレース大会                              納涼祭り                              きん祭・みん祭・                              かたん祭                              白石町商工まつり                         </td> <td data-bbox="672 991 1070 1337">                             1. イベント等                               福富町桜まつり                              福富観桜ロードレース                         </td> <td data-bbox="1070 991 1471 1337">                             1. イベント等                               べったんこ祭                              有明ロードレース大会                         </td> </tr> </tbody> </table>			白石町	福富町	有明町	1. 名所旧跡等  肥前犬山城 歌垣公園 弘法大師上陸の地 水堂さん 重盛の塔 船野山古墳群1号墳 縫ノ池 白石遊水池公園	1. 名所旧跡等  福富太鼓 福富マイランド公園 福富神社 楠の大木 神社 金毘羅神社 潮塞観音	1. 名所旧跡等  桜の里 稲佐神社 海童神社 福泉禅寺 古今の森公園 ふれあい郷	白石町	福富町	有明町	1. イベント等  歌垣つつじまつり 歌垣の郷 ロードレース大会 納涼祭り きん祭・みん祭・ かたん祭 白石町商工まつり	1. イベント等  福富町桜まつり 福富観桜ロードレース
白石町	福富町	有明町												
1. 名所旧跡等  肥前犬山城 歌垣公園 弘法大師上陸の地 水堂さん 重盛の塔 船野山古墳群1号墳 縫ノ池 白石遊水池公園	1. 名所旧跡等  福富太鼓 福富マイランド公園 福富神社 楠の大木 神社 金毘羅神社 潮塞観音	1. 名所旧跡等  桜の里 稲佐神社 海童神社 福泉禅寺 古今の森公園 ふれあい郷												
白石町	福富町	有明町												
1. イベント等  歌垣つつじまつり 歌垣の郷 ロードレース大会 納涼祭り きん祭・みん祭・ かたん祭 白石町商工まつり	1. イベント等  福富町桜まつり 福富観桜ロードレース	1. イベント等  べったんこ祭 有明ロードレース大会												

調  
整  
内  
容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	商工観光の取扱い	関係項目	観光関係(地場産品)						
調整の具体的内容		地場産品については、情報発信やPR事業等普及活動を新町において行う。							
調整内容	1. 地場産品を取扱う主な直売所等								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 491 672 518">白石町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 518 672 689"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しろいし特産物直売所</li> <li>・ ふるさと産品普及の会</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	白石町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しろいし特産物直売所</li> <li>・ ふるさと産品普及の会</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="672 491 1070 518">福富町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="672 518 1070 689"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富町産物直売所</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	福富町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富町産物直売所</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 491 2152 518">有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 518 2152 689"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明物産直売所</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	有明町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明物産直売所</li> </ul>
	白石町								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しろいし特産物直売所</li> <li>・ ふるさと産品普及の会</li> </ul>									
福富町									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福富町産物直売所</li> </ul>									
有明町									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明物産直売所</li> </ul>									
2. 主な地場産品									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 842 672 885">白石町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 885 672 1268"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テンペ</li> <li>・ 須古ずし</li> <li>・ タマネギ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	白石町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テンペ</li> <li>・ 須古ずし</li> <li>・ タマネギ</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="672 842 1070 885">福富町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="672 885 1070 1268"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンコン</li> <li>・ タマネギ</li> <li>・ 福富ノリ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	福富町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンコン</li> <li>・ タマネギ</li> <li>・ 福富ノリ</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 842 2152 885">有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 885 2152 1268"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イチゴようかん</li> <li>・ 有明ノリ</li> <li>・ タマネギ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	有明町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イチゴようかん</li> <li>・ 有明ノリ</li> <li>・ タマネギ</li> </ul>	
白石町									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テンペ</li> <li>・ 須古ずし</li> <li>・ タマネギ</li> </ul>									
福富町									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンコン</li> <li>・ タマネギ</li> <li>・ 福富ノリ</li> </ul>									
有明町									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イチゴようかん</li> <li>・ 有明ノリ</li> <li>・ タマネギ</li> </ul>									

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出

(第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	建設関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1. 建設関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(2) 建設関係町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。</p> <p>2. 道路占用料については、3町相違ないため現行のとおりとする。</p> <p>3. 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

協定項目	建設関係事業の取扱い	関係項目	建設関係町単独事業
調整内容	1. 建設関係町単独事業		
	道路整備事業費補助		
	白石町	福富町	有明町
	<ul style="list-style-type: none"> <li>白石町部落道舗装事業</li> <li>事業費の100分の60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区道舗装事業</li> <li>補助対象経費の100分の70</li> </ul>
急傾斜地崩壊防止工事受益者分担金			
白石町	福富町	有明町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>分担金なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分担金なし</li> </ul>	



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	建設関係事業の取扱い	関係項目	道路占用料 No.1		
1、白石町、福富町、有明町の道路占用料（その1）					
調整内容	占用物件		単位	占用料	
	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	770 円	
		第二種電柱		1,200 円	
		第三種電柱		1,600 円	
		第一種電話柱（本柱、支線柱）		690(441) 円	
		第一種電話柱（共架柱）		690(282) 円	
		第二種電話柱		1,100 円	
		第三種電話柱		1,500 円	
		その他柱		53 円	
		共架電線その他上空に設ける線		長さ1mにつき1年	7 円
		地下電線その他地下に設ける線			4 円
		路上に設ける変圧器		1個につき1年	520 円
		地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	360 円
		変圧塔その他これに するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,100 円
		郵便差出箱			450 円
		広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,100 円
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,100 円		
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36 円	
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53 円	
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71 円	
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140 円	
		外径が0.4m以上1m未満のもの		360 円	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	外径が1m以上のもの		710 円	
		地下街及び地下室	占用面積1㎡につき1年	1,100 円	
		上空に設ける通路		Aに0.003を乗じて得た額	
地下に設ける通路		Aに0.005を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		710 円			
	360 円				
			1,100 円		

法第32条第1項第1号に掲げる工作物の第一種電話柱（本柱、支線柱）及び（共架柱）については、平成16年度以降の各年度の占用料の額を、前年度の額に1.1を乗じて得た額とする。

Aは占用物件に直近する土地の時価（これによりがたいときは、当該土地の近傍 似の土地の時価）を表すものとする。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	建設関係事業の取扱い	関係項目	道路占用料 No.2																																		
1、白石町、福富町、有明町の道路占用料（その2）																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">占用物件</th> <th style="width: 25%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">占用料</th> </tr> </thead> </table>				占用物件	単 位	占用料																															
占用物件	単 位	占用料																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td style="width: 25%;">祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td style="width: 25%;">占用面積1㎡につき1日</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">11 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1㎡につき1月</td> <td style="text-align: right;">110 円</td> </tr> </table>				法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	11 円		その他のもの	占用面積1㎡につき1月	110 円																										
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	11 円																																		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	110 円																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="width: 25%; vertical-align: top;">                     道路法施行令                      （昭和27年政令第479号。                      以下「令」という。）                      第7条第1号に掲げる物件                 </td> <td style="width: 25%;">看板（アーチであるものを除く）</td> <td style="width: 25%;">一時的に設けるもの</td> <td style="width: 25%;">表示面積1㎡につき1月</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">110 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,100 円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">850 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td style="text-align: right;">11 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td style="text-align: right;">110 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）</td> <td>祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td style="text-align: right;">11 円</td> </tr> <tr> <td>線のもの</td> <td>その面積1㎡につき1月</td> <td style="text-align: right;">110 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td style="text-align: right;">1,100 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">540 円</td> </tr> </table>				道路法施行令 （昭和27年政令第479号。 以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110 円		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100 円	標識		1本につき1年	850 円	旗ざお	祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11 円	その他のもの	1本につき1月	110 円	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11 円	線のもの	その面積1㎡につき1月	110 円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100 円	その他のもの		540 円
道路法施行令 （昭和27年政令第479号。 以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月		110 円																																
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年		1,100 円																																
	標識		1本につき1年		850 円																																
	旗ざお	祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		11 円																																
		その他のもの	1本につき1月		110 円																																
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼・縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日		11 円																																
		線のもの	その面積1㎡につき1月		110 円																																
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100 円																																	
その他のもの			540 円																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">占用面積1㎡につき1月</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">110 円</td> </tr> </table>				令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	110 円																														
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	110 円																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">令第7条第4号に掲げる仮設用建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">110 円</td> </tr> </table>				令第7条第4号に掲げる仮設用建築物及び同条第5号に掲げる施設			110 円																														
令第7条第4号に掲げる仮設用建築物及び同条第5号に掲げる施設			110 円																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 25%; vertical-align: top;">令第7条第6号に掲げる施設</td> <td rowspan="4" style="width: 25%; vertical-align: top;">建築物</td> <td style="width: 25%;">階数が1のもの</td> <td rowspan="5" style="width: 25%; vertical-align: top;">占用面積1㎡につき1年</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td style="text-align: right;">Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3のもの</td> <td style="text-align: right;">Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が4以上のもの</td> <td style="text-align: right;">Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td style="text-align: right;">Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> </table>				令第7条第6号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額																					
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年			Aに0.008を乗じて得た額																															
		階数が2のもの				Aに0.011を乗じて得た額																															
		階数が3のもの				Aに0.015を乗じて得た額																															
		階数が4以上のもの			Aに0.016を乗じて得た額																																
	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																			
<p>Aは占用物件に直近する土地の時価（これによりがたいときは、当該土地の近傍 似の土地の地価）を表すものとする。</p>																																					

調整内容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	建設関係事業の取扱い		関係項目	町道					
調 整 内 容	1. 町道の状況								
	平成14年4月1日現在								
	町名	実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	自動車交通不能 延長(m)	歩道延長 (m)
	白石町	228,872	1,227,940	199,274	87.1	216,405	94.6	260	9,689
	福富町	92,101	611,118	85,326	92.6	91,936	99.8	289	4,765
	有明町	86,618	486,408	75,863	87.6	79,329	91.6	480	2,590
	計	407,591	2,325,466	360,463	88.4	387,670	95.1	1,029	17,044
	「佐賀県の道路現況」								
	平成14年4月1日現在								
	町名	1 級		2 級		そ の 他		合 計	
	路線数	実延長	路線数	実延長	路線数	実延長	路線数	実延長	
白石町	12	22,000	16	22,170	280	184,702	308	228,872	
福富町	12	17,224	18	19,435	76	55,442	106	92,101	
有明町	11	23,457	10	21,170	70	41,991	91	86,618	
計	35	62,681	44	62,775	426	282,135	505	407,591	
「佐賀県の道路現況」									

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出  
(第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	公営住宅の取扱い
調整の内容	1. 住宅建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 2. 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

協定項目	公営住宅の取扱い	関係項目	住宅使用料
------	----------	------	-------

1. 白石町、福富町、有明町の住宅使用料

平成15年4月1日現在

白 石 町					福 富 町					有 明 町				
住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)		住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)		住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)	
			最 低	最 高				最 低	最 高				最 低	最 高
馬洗 8	昭和35	木造	1,900	9,000	栄町 10	昭和43	木造1	4,600	9,700	廻里津 18	昭和53	中耐	12,300	48,400
船津 10	昭和35	木造	2,300	8,900	寿町 8	昭和47	簡耐1	6,800	14,000	廻里津 12	昭和54	中耐	13,000	48,400
廿治 20	昭和36	木造	2,800	9,000	上区 12	昭和50	簡耐1	8,700	24,100					
中郷 8	昭和45	木造	5,700	14,100	住ノ江第2 13	昭和55	簡耐2	16,300	36,500					
六角 15	昭和52	簡 2	14,800	35,800	住ノ江第2 16	昭和56	簡耐2	17,000	36,000					
六角橋 8	昭和54	簡 2	16,100	34,600	住ノ江第2 15	昭和57	簡耐2	17,300	36,000					
六角橋 13	昭和55	簡 2	16,300	32,300	住ノ江第3 15	昭和61	簡耐2	18,300	45,100					
上廿治 12	昭和58	中耐	17,000	50,600										
上廿治 12	昭和59	中耐	17,200	50,700										

調整内容

備 考

- 一般公営住宅(公営住宅法による家賃)  
 \*家賃の算定方式(公営住宅管理標準条例に基づく家賃)  
 ・本来入居者の家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数  
 ・家賃算定基礎額 : 国土交通大臣が収入分位毎に定めた額  
 ・市町村立地係数 : 国土交通大臣が市町村毎に定めた数値  
 ・定数規模係数 : 公営住宅の床面積を70㎡で除いた数値  
 ・経過年数係数 : 民間住宅の家賃の変動を勘案して建設年度からの経過年数係数  
 ・利便性係数 : 事業主体が当該公営住宅の存する区域外及び周辺地域の状況により0.7~1.0で設定するもの

区分	政令月収(円)		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
1	0	123,000	37,100
2	123,001	153,000	45,000
3	153,001	178,000	53,200
4	178,001	200,000	61,400
5	200,001	238,000	70,900
6	238,001	268,000	81,400
7	268,001	322,000	94,100
8	322,001		107,700

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出

(第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	上水道の取扱い
調整の内容	<p>1. 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 水道使用料、加入金及びメーター使用料については、白石町、有明町は合併時に統一し、福富町は、西佐賀水道企業団の規定によるものとする。</p> <p>3. 検針・料金徴収は、現行のとおりとする。</p>

協定項目	上水道の取扱い	関係項目	水道給水区域
調整の具体的内容	水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。		
調整内容	給水区域の状況		
	白石町	有明町	福富町
	白石町の新拓地区を除く全域、又有明町大字辺田、日ノ目、久治地区の一部及び福富町大字福富北区、上区、中区地区の一部。	有明町の大宇辺田、日ノ目、久治地区の一部を除く全域及び白石町の新拓の地区。	(福富町は西佐賀水道企業団の給水区域。) 但し、福富町の北区、上区、中区地区の一部を除く。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	上水道の取扱い	関係項目	水道使用料																																																											
調整の具体的内容	水道使用料については、別表1のとおり合併時に白石町、有明町は統一する。ただし、福富町は、西佐賀水道企業団の料金体系とする。																																																													
調整内容	水道使用料の状況																																																													
	白石町	有明町	福富町																																																											
	<p>家庭用及び営業用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金 5m3まで</td><td>一般</td><td>1,700 円</td></tr> <tr><td>基本料金 10m3まで</td><td>一般</td><td>2,300 円</td></tr> <tr><td>学校等(税込み)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基本料金 1m3につき</td><td></td><td>250 円</td></tr> </table> <p>水道料金(1ヶ月、税込み)</p> <table border="1"> <tr><th>水量</th><th>水道料金</th></tr> <tr><td>10m3</td><td>2,300 円</td></tr> <tr><td>20m3</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>30m3</td><td>8,700 円</td></tr> <tr><td>40m3</td><td>12,100 円</td></tr> </table> <p>適用日 平成13年4月1日</p>	基本料金 5m3まで	一般	1,700 円	基本料金 10m3まで	一般	2,300 円	学校等(税込み)			基本料金 1m3につき		250 円	水量	水道料金	10m3	2,300 円	20m3	5,500 円	30m3	8,700 円	40m3	12,100 円	<p>家庭用及び営業用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金 5m3まで</td><td>一般</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>基本料金 10m3まで</td><td>一般</td><td>2,200 円</td></tr> </table> <p>水道料金(1ヶ月、税込み)</p> <table border="1"> <tr><th>水量</th><th>水道料金</th></tr> <tr><td>10m3</td><td>2,200 円</td></tr> <tr><td>20m3</td><td>5,460 円</td></tr> <tr><td>30m3</td><td>8,710 円</td></tr> <tr><td>40m3</td><td>12,180 円</td></tr> </table> <p>適用日 平成13年4月1日</p>	基本料金 5m3まで	一般	1,680 円	基本料金 10m3まで	一般	2,200 円	水量	水道料金	10m3	2,200 円	20m3	5,460 円	30m3	8,710 円	40m3	12,180 円	<p>水道料金表(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">基本料金 8m3まで</td><td>一般</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>プール</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>消火栓(火災)</td><td colspan="2">無料</td></tr> <tr><td>消火栓(訓練)</td><td colspan="2">1栓1回10分1,570円</td></tr> </table> <p>水道料金(1ヶ月、税込み)</p> <table border="1"> <tr><th>水量</th><th>水道料金</th></tr> <tr><td>10m3</td><td>2,300 円</td></tr> <tr><td>20m3</td><td>5,400 円</td></tr> <tr><td>30m3</td><td>8,500 円</td></tr> <tr><td>40m3</td><td>12,300 円</td></tr> </table> <p>適用日 平成13年4月1日 (西佐賀水道企業団水道事業給水条例)</p>	基本料金 8m3まで	一般	1,680 円	プール	1,680 円	消火栓(火災)	無料		消火栓(訓練)	1栓1回10分1,570円		水量	水道料金	10m3	2,300 円	20m3	5,400 円	30m3	8,500 円	40m3	12,300 円
基本料金 5m3まで	一般	1,700 円																																																												
基本料金 10m3まで	一般	2,300 円																																																												
学校等(税込み)																																																														
基本料金 1m3につき		250 円																																																												
水量	水道料金																																																													
10m3	2,300 円																																																													
20m3	5,500 円																																																													
30m3	8,700 円																																																													
40m3	12,100 円																																																													
基本料金 5m3まで	一般	1,680 円																																																												
基本料金 10m3まで	一般	2,200 円																																																												
水量	水道料金																																																													
10m3	2,200 円																																																													
20m3	5,460 円																																																													
30m3	8,710 円																																																													
40m3	12,180 円																																																													
基本料金 8m3まで	一般	1,680 円																																																												
	プール	1,680 円																																																												
消火栓(火災)	無料																																																													
消火栓(訓練)	1栓1回10分1,570円																																																													
水量	水道料金																																																													
10m3	2,300 円																																																													
20m3	5,400 円																																																													
30m3	8,500 円																																																													
40m3	12,300 円																																																													
	<p>超過料金 (1m3当り・税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>11m3 ~ 30m3</td><td>320 円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 3000m3</td><td>340 円</td></tr> <tr><td>3001m3 ~</td><td>250 円</td></tr> </table> <p>臨時用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金 10m3まで</td><td>4,400 円</td></tr> <tr><td>超過料金 1m3当り</td><td>490 円</td></tr> </table>	11m3 ~ 30m3	320 円	31m3 ~ 3000m3	340 円	3001m3 ~	250 円	基本料金 10m3まで	4,400 円	超過料金 1m3当り	490 円	<p>超過料金 (1m3当り・税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>11m3 ~ 30m3</td><td>325.5 円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 50m3</td><td>346.5 円</td></tr> <tr><td>51m3 ~</td><td>367.5 円</td></tr> </table> <p>臨時用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>1m3当り</td><td>370 円</td></tr> </table>	11m3 ~ 30m3	325.5 円	31m3 ~ 50m3	346.5 円	51m3 ~	367.5 円	1m3当り	370 円	<p>超過料金 (1m3当り・税込み) 一般・プール用</p> <table border="1"> <tr><td>9m3 ~ 30m3</td><td>310 円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 50m3</td><td>380 円</td></tr> <tr><td>51m3 ~</td><td>420 円</td></tr> </table> <p>福祉用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金8m3まで</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>超過料金 1m3当り</td><td>310 円</td></tr> </table> <p>臨時用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金8m3まで</td><td>5,040 円</td></tr> <tr><td>超過料金 1m3当り</td><td>420 円</td></tr> </table>	9m3 ~ 30m3	310 円	31m3 ~ 50m3	380 円	51m3 ~	420 円	基本料金8m3まで	1,680 円	超過料金 1m3当り	310 円	基本料金8m3まで	5,040 円	超過料金 1m3当り	420 円																											
11m3 ~ 30m3	320 円																																																													
31m3 ~ 3000m3	340 円																																																													
3001m3 ~	250 円																																																													
基本料金 10m3まで	4,400 円																																																													
超過料金 1m3当り	490 円																																																													
11m3 ~ 30m3	325.5 円																																																													
31m3 ~ 50m3	346.5 円																																																													
51m3 ~	367.5 円																																																													
1m3当り	370 円																																																													
9m3 ~ 30m3	310 円																																																													
31m3 ~ 50m3	380 円																																																													
51m3 ~	420 円																																																													
基本料金8m3まで	1,680 円																																																													
超過料金 1m3当り	310 円																																																													
基本料金8m3まで	5,040 円																																																													
超過料金 1m3当り	420 円																																																													
	<p>【別表1】</p> <p>家庭用及び営業用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金 5m3まで</td><td>一般</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>基本料金 10m3まで</td><td>一般</td><td>2,200 円</td></tr> </table> <p>水道料金(1ヶ月、税込み)</p> <table border="1"> <tr><th>水量</th><th>水道料金</th></tr> <tr><td>10m3</td><td>2,200 円</td></tr> <tr><td>20m3</td><td>5,400 円</td></tr> <tr><td>30m3</td><td>8,600 円</td></tr> <tr><td>40m3</td><td>12,000 円</td></tr> </table>	基本料金 5m3まで	一般	1,680 円	基本料金 10m3まで	一般	2,200 円	水量	水道料金	10m3	2,200 円	20m3	5,400 円	30m3	8,600 円	40m3	12,000 円	<p>超過料金 (1m3当り・税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>11m3 ~ 30m3</td><td>320 円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 3000m3</td><td>340 円</td></tr> <tr><td>3001m3 ~</td><td>250 円</td></tr> </table> <p>臨時用(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>基本料金 10m3まで</td><td>4,400 円</td></tr> <tr><td>超過料金 1m3当り</td><td>490 円</td></tr> </table>	11m3 ~ 30m3	320 円	31m3 ~ 3000m3	340 円	3001m3 ~	250 円	基本料金 10m3まで	4,400 円	超過料金 1m3当り	490 円																																		
基本料金 5m3まで	一般	1,680 円																																																												
基本料金 10m3まで	一般	2,200 円																																																												
水量	水道料金																																																													
10m3	2,200 円																																																													
20m3	5,400 円																																																													
30m3	8,600 円																																																													
40m3	12,000 円																																																													
11m3 ~ 30m3	320 円																																																													
31m3 ~ 3000m3	340 円																																																													
3001m3 ~	250 円																																																													
基本料金 10m3まで	4,400 円																																																													
超過料金 1m3当り	490 円																																																													

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	上水道の取扱い	関係項目	水道使用料【参考資料】		
【参考】	現行料金表	白石町	福富町		
		有明町	調整案		
		5 m3	1,700	1,680	1,680
		10 m3	2,300	2,200	2,200
		15 m3	3,900	3,830	3,800
		20 m3	5,500	5,460	5,400
		21 m3	5,820	5,780	5,720
		22 m3	6,140	6,110	6,040
		23 m3	6,460	6,430	6,360
		25 m3	7,100	7,080	7,000
		30 m3	8,700	8,710	8,600
		31 m3	9,040	9,060	8,940
		32 m3	9,380	9,400	9,280
		33 m3	9,720	9,750	9,620
		35 m3	10,400	10,440	10,300
		40 m3	12,100	12,180	12,000
		45 m3	13,800	13,910	13,700
		50 m3	15,500	15,640	15,400
		60 m3	18,900	19,320	18,800
		70 m3	22,300	22,990	22,200
		80 m3	25,700	26,670	25,600
		90 m3	29,100	30,340	29,000
		100 m3	32,500	34,020	32,400
		110 m3	35,900	37,690	35,800
		120 m3	39,300	41,370	39,200
		130 m3	42,700	45,040	42,600
		140 m3	46,100	48,720	46,000
		150 m3	49,500	52,390	49,400
		200 m3	66,500	70,770	66,400
300 m3	100,500	107,520	100,400		
400 m3	134,500	144,270	134,400		
500 m3	168,500	181,020	168,400		
600 m3	202,500	217,770	202,400		
700 m3	236,500	254,520	236,400		
800 m3	270,500	291,270	270,400		
900 m3	304,500	328,020	304,400		
1,000 m3	338,500	364,770	338,400		
2,000 m3	678,500	732,270	678,400		
3,000 m3	1,018,500	1,099,770	1,018,400		
4,000 m3	1,268,500	1,467,270	1,268,400		

調整内容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	上水道の取扱い	関係項目	加入金及びメーター使用料及び検針、料金徴収																																																																																																	
調整の具体的内容		1. 加入金及びメーター使用料については、合併時に別表2のとおり統一する。 2. 検針、料金徴収については、現行のとおりとする。																																																																																																		
調整内容	白石町	有明町	福富町																																																																																																	
	分担金 (税込み) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60,900 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>111,300 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>184,800 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>258,300 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>394,800 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>716,100 円</td></tr> <tr><td>75mm以上</td><td>町長が定める額</td></tr> </tbody> </table> メーター器販売代金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13Smm</td><td>5,460 円</td></tr> <tr><td>13Lmm</td><td>5,460 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>11,280 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>12,070 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>19,760 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>22,550 円</td></tr> </tbody> </table>	水量器口径	金額	13mm	60,900 円	20mm	111,300 円	25mm	184,800 円	30mm	258,300 円	40mm	394,800 円	50mm	716,100 円	75mm以上	町長が定める額	水量器口径	金額	13Smm	5,460 円	13Lmm	5,460 円	20mm	11,280 円	25mm	12,070 円	30mm	19,760 円	40mm	22,550 円	新設加入金 (税込み) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>84,000 円</td></tr> <tr><td>75mm以上</td><td>84,000 円</td></tr> </tbody> </table> メーター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>70 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>120 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>140 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>160 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>220 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>460 円</td></tr> </tbody> </table>	水量器口径	金額	13mm	84,000 円	20mm	84,000 円	25mm	84,000 円	30mm	84,000 円	40mm	84,000 円	50mm	84,000 円	75mm以上	84,000 円	水量器口径	金額	13mm	70 円	20mm	120 円	25mm	140 円	30mm	160 円	40mm	220 円	50mm	460 円	<b>別表 2</b> 加入金 (税込み) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>66,150 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>156,450 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>244,650 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>352,800 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>627,900 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>977,550 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,202,900 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,913,350 円</td></tr> </tbody> </table> メーター使用料 無償貸与	水量器口径	金額	13mm	66,150 円	20mm	156,450 円	25mm	244,650 円	30mm	352,800 円	40mm	627,900 円	50mm	977,550 円	75mm	2,202,900 円	100mm	3,913,350 円	加入金 (税込み) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量器口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>66,150 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>156,450 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>244,650 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>352,800 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>627,900 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>977,550 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,202,900 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,913,350 円</td></tr> </tbody> </table> (西佐賀水道企業団水道事業給水条例) メーター使用料 無償貸与	水量器口径	金額	13mm	66,150 円	20mm	156,450 円	25mm	244,650 円	30mm	352,800 円	40mm	627,900 円	50mm	977,550 円	75mm	2,202,900 円	100mm	3,913,350 円
	水量器口径	金額																																																																																																		
	13mm	60,900 円																																																																																																		
20mm	111,300 円																																																																																																			
25mm	184,800 円																																																																																																			
30mm	258,300 円																																																																																																			
40mm	394,800 円																																																																																																			
50mm	716,100 円																																																																																																			
75mm以上	町長が定める額																																																																																																			
水量器口径	金額																																																																																																			
13Smm	5,460 円																																																																																																			
13Lmm	5,460 円																																																																																																			
20mm	11,280 円																																																																																																			
25mm	12,070 円																																																																																																			
30mm	19,760 円																																																																																																			
40mm	22,550 円																																																																																																			
水量器口径	金額																																																																																																			
13mm	84,000 円																																																																																																			
20mm	84,000 円																																																																																																			
25mm	84,000 円																																																																																																			
30mm	84,000 円																																																																																																			
40mm	84,000 円																																																																																																			
50mm	84,000 円																																																																																																			
75mm以上	84,000 円																																																																																																			
水量器口径	金額																																																																																																			
13mm	70 円																																																																																																			
20mm	120 円																																																																																																			
25mm	140 円																																																																																																			
30mm	160 円																																																																																																			
40mm	220 円																																																																																																			
50mm	460 円																																																																																																			
水量器口径	金額																																																																																																			
13mm	66,150 円																																																																																																			
20mm	156,450 円																																																																																																			
25mm	244,650 円																																																																																																			
30mm	352,800 円																																																																																																			
40mm	627,900 円																																																																																																			
50mm	977,550 円																																																																																																			
75mm	2,202,900 円																																																																																																			
100mm	3,913,350 円																																																																																																			
水量器口径	金額																																																																																																			
13mm	66,150 円																																																																																																			
20mm	156,450 円																																																																																																			
25mm	244,650 円																																																																																																			
30mm	352,800 円																																																																																																			
40mm	627,900 円																																																																																																			
50mm	977,550 円																																																																																																			
75mm	2,202,900 円																																																																																																			
100mm	3,913,350 円																																																																																																			
検針、徴収の状況																																																																																																				
白石町	有明町	福富町																																																																																																		
毎月	毎月	毎月																																																																																																		



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 提出  
(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 継続協議

協定項目	下水道の取扱い
調整の内容	<p>下水道の取扱いについては、住民サービスの低下をきたさぬよう快適な生活環境づくりに配慮し、調整に努める。</p> <p>(1) 下水道の整備については、合併後、新町下水道等整備基本構想・計画を策定し、効率的かつ計画的な下水道事業等を推進する。</p> <p>(2) 農業集落排水分担金については、現行のとおりとし、使用料については、累進従量制とする。</p> <p>(3) 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 浄化槽設置整備事業については、合併時、国の補助基準により実施する。</p>

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	下水道分担金											
調整内容	1. 農業集落排水分担金													
	白石町	福富町	有明町											
	該当なし	<p>分担金</p> <table border="1" data-bbox="528 836 857 979"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>分担金の根拠</td> <td>1施設につき</td> </tr> <tr> <td>分担金額</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	区分	内容	分担金の根拠	1施設につき	分担金額	150,000円	<p>分担金</p> <table border="1" data-bbox="1122 836 1451 979"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>分担金の根拠</td> <td>1施設につき</td> </tr> <tr> <td>分担金額</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	区分	内容	分担金の根拠	1施設につき	分担金額
区分	内容													
分担金の根拠	1施設につき													
分担金額	150,000円													
区分	内容													
分担金の根拠	1施設につき													
分担金額	150,000円													

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	下水道使用料		
調整の具体的内容	農業集落排水使用料については、次のとおりとする。(税別)				
	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円		
	超過料金	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円		
		30m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき	220円		
調整内容	1. 農業集落排水使用料				
	白石町	有明町			
	該当なし	一般家庭 (税別)		業務用	
		用途	世帯割		世帯員割
		し尿と雑排水	1,600円		600円
		雑排水のみ	1,000円	300円	
		公共用 (税別)		業務用	
	用途	世帯割	世帯員割		
	公共施設	1,600円	なし		
	福富町	(税別)		業務用	
基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,500円			
超過料金	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円			
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円			
	50m <sup>3</sup> 以上m <sup>3</sup> につき	250円			
	用途	算定式	備考		
	事務所	事務所面積×0.15	なし		
	作業所(A)	実人員×0.30	縫製工場・鉄工所等、常時当該施設内において作業員等が業務に従事している流入施設。		
	作業所(B)	作業所面積×0.20	野菜・玉葱集荷所、加工所・食品加工所等、比較的汚水の排出が多量な流入施設。		
	倉庫・資材置場等	倉庫・資材置場等面積×0.20	作業員・従業員等が常駐しない流入施設。		
	鮮魚・肉・仕出屋・スーパーマーケット等	店舗面積×0.02			
	一般商店	店舗面積×0.02			
	理容・美容院	店舗面積×0.30			
	幼稚園・保育園	定員×0.30			
	神社・仏閣等	便器数×1.0			
	(税別)		業務用として用途別算定方式で算出した換算人員を下記の当該料金にわりあてる。		
	人員	料金			
	1人～3人	1,000円			
	4人～6人	2,000円			
	7人～10人	3,000円			
	11人～15人	4,000円			
	16人～20人	5,000円			
	21人～30人	6,000円			
	31人～40人	7,000円			
	41人～50人	8,000円			
	51人～100人	10,000円			
	101人以上	17,000円			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	水洗化促進制度																																			
調整の具体的内容	水洗化促進制度については、次により実施する。 (1) 供用開始より1年以内に接続した場合、使用料6ヶ月分を免除。 (2) 供用開始より2年以内に接続した場合、使用料4ヶ月分を免除。 (3) 供用開始より3年以内に接続した場合、使用料2ヶ月分を免除。																																					
調整内容	1. 水洗化促進制度																																					
	白石町	福富町	有明町																																			
	1. 助成制度  該当なし	1. 助成制度 利子補給補助金借入条件 <table border="1" data-bbox="517 691 922 1018"> <thead> <tr> <th>資金種</th> <th>対象経費限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地内配水管布設</td> <td rowspan="3">全額</td> </tr> <tr> <td>屋内排水管布設</td> </tr> <tr> <td>集水枡・接合枡設置</td> </tr> <tr> <td>便所改修</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>浴槽改修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>台所改修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>洗面所改修</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> 利子補給率 <table border="1" data-bbox="517 1078 922 1243"> <thead> <tr> <th>貸付実行日の属する期間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H13.12.31まで</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>H14.1.1～H14.12.31まで</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td>H15.1.1～H15.12.31まで</td> <td>1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金種	対象経費限度額	宅地内配水管布設	全額	屋内排水管布設	集水枡・接合枡設置	便所改修	全額	浴槽改修	100万円	台所改修	50万円	洗面所改修	10万円	貸付実行日の属する期間	利子補給率	H13.12.31まで	2.0%以内	H14.1.1～H14.12.31まで	1.5%以内	H15.1.1～H15.12.31まで	1.0%以内	1. 助成制度 利子補給補助金借入条件 <table border="1" data-bbox="1088 691 1458 815"> <thead> <tr> <th>資金種</th> <th>対象経費限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗トイレへ改修</td> <td>100万円以内</td> </tr> <tr> <td>浄化槽を廃止</td> <td>50万円以内</td> </tr> </tbody> </table> 利子補給率 <table border="1" data-bbox="1088 895 1458 1059"> <thead> <tr> <th>農業集落排水</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	資金種	対象経費限度額	水洗トイレへ改修	100万円以内	浄化槽を廃止	50万円以内	農業集落排水	利子補給率	1年以内	100%	2年以内	80%	3年以内
資金種	対象経費限度額																																					
宅地内配水管布設	全額																																					
屋内排水管布設																																						
集水枡・接合枡設置																																						
便所改修	全額																																					
浴槽改修	100万円																																					
台所改修	50万円																																					
洗面所改修	10万円																																					
貸付実行日の属する期間	利子補給率																																					
H13.12.31まで	2.0%以内																																					
H14.1.1～H14.12.31まで	1.5%以内																																					
H15.1.1～H15.12.31まで	1.0%以内																																					
資金種	対象経費限度額																																					
水洗トイレへ改修	100万円以内																																					
浄化槽を廃止	50万円以内																																					
農業集落排水	利子補給率																																					
1年以内	100%																																					
2年以内	80%																																					
3年以内	50%																																					

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	浄化槽設置整備事業																																																													
調整内容	1. 浄化槽設置整備事業費補助金																																																															
	<p style="text-align: center;">白 石 町</p> <p>・補助金額</p> <table border="1" data-bbox="241 480 651 751"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000 円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>981,000 円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>981,000 円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>981,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	354,000 円	6～7人槽	411,000 円	8～10人槽	519,000 円	11～20人槽	981,000 円	21～30人槽	981,000 円	31～50人槽	981,000 円	<p style="text-align: center;">福 富 町</p> <p>・補助金額</p> <table border="1" data-bbox="707 480 1171 826"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>440,000 ( 86,000) 円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>550,000 (139,000) 円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>740,000 (329,000) 円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>840,000 (321,000) 円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>900,000 (381,000) 円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>981,000 ( 0) 円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,668,000 ( 0) 円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>2,238,000 ( 0) 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )は町上乗せ額</p>	人槽区分	限度額	5人槽	440,000 ( 86,000) 円	6人槽	550,000 (139,000) 円	7人槽	740,000 (329,000) 円	8人槽	840,000 (321,000) 円	10人槽	900,000 (381,000) 円	11～20人槽	981,000 ( 0) 円	21～30人槽	1,668,000 ( 0) 円	31～50人槽	2,238,000 ( 0) 円	<p style="text-align: center;">有 明 町</p> <p>・補助金額</p> <table border="1" data-bbox="1232 480 1637 751"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000 円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>981,000 円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,668,000 円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>2,238,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	354,000 円	6～7人槽	411,000 円	8～10人槽	519,000 円	11～20人槽	981,000 円	21～30人槽	1,668,000 円	31～50人槽	2,238,000 円	<p style="text-align: center;">国 の 基 準 額</p> <p>・補助金額</p> <table border="1" data-bbox="1724 480 2047 751"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000 円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>981,000 円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,668,000 円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>2,238,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	354,000 円	6～7人槽	411,000 円	8～10人槽	519,000 円	11～20人槽	981,000 円	21～30人槽	1,668,000 円	31～50人槽	2,238,000 円
	人槽区分	限度額																																																														
	5人槽	354,000 円																																																														
	6～7人槽	411,000 円																																																														
8～10人槽	519,000 円																																																															
11～20人槽	981,000 円																																																															
21～30人槽	981,000 円																																																															
31～50人槽	981,000 円																																																															
人槽区分	限度額																																																															
5人槽	440,000 ( 86,000) 円																																																															
6人槽	550,000 (139,000) 円																																																															
7人槽	740,000 (329,000) 円																																																															
8人槽	840,000 (321,000) 円																																																															
10人槽	900,000 (381,000) 円																																																															
11～20人槽	981,000 ( 0) 円																																																															
21～30人槽	1,668,000 ( 0) 円																																																															
31～50人槽	2,238,000 ( 0) 円																																																															
人槽区分	限度額																																																															
5人槽	354,000 円																																																															
6～7人槽	411,000 円																																																															
8～10人槽	519,000 円																																																															
11～20人槽	981,000 円																																																															
21～30人槽	1,668,000 円																																																															
31～50人槽	2,238,000 円																																																															
人槽区分	限度額																																																															
5人槽	354,000 円																																																															
6～7人槽	411,000 円																																																															
8～10人槽	519,000 円																																																															
11～20人槽	981,000 円																																																															
21～30人槽	1,668,000 円																																																															
31～50人槽	2,238,000 円																																																															





協定項目	関係項目
<p><b>新町建設計画</b></p> <p><b>土地利用</b></p> <p>新町は、平坦部の農用地地域と自然環境に恵まれた周辺部で構成されています。今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、適正かつ計画的な土地利用に努めるものとします。また、今後の道路整備計画の具体化など情勢の変化に的確に対応することとします。この方針を実現するため、新町の国土利用計画の策定を始め、土地利用関係諸法の適切な運用を図ることとします。新町においても、地域の均衡ある発展を促し、地域間格差が生じないように地域の個性・特性を土地利用に反映させることを基本とします。</p> <p><b>地域別整備の方針</b></p> <p>白石・福富・有明3町はそれぞれ独自の文化・歴史を持っており、その地域性についても十分考慮する必要があります。そこで、合併前の各町施策との連続性・継続性を十分に踏まえ、各地域特性を生かした振興策を推進するため新町全体を次の4つのゾーンに区分します。</p> <p><b>【ゾーニングの策定】</b></p> <p><b>「人ともとのにぎわいゾーン」</b> 店舗等の集積が進み、公共施設や住宅が集中し、生活拠点地域を形成しています。広域幹線道路である国道・県道の改良整備を進め、商業機能の強化を図るとともに、下水道の整備など魅力ある居住環境の提供に努めます。</p> <p><b>「食とくらしの快適ゾーン」</b> 県内でも指折りの農業地帯であり、今後ともブランド化や高付加価値化が進み、新町の基幹産業として重要な役割を果たすことが期待される地域です。農業の活性化に努めるとともに自然あふれる田園風景を守りながら、道路、下水道などの生活環境・住環境の整備に努めます。</p> <p><b>「まえうみ（有明海）とのふれあいゾーン」</b> 六角川等河川の保全など有明海の再生を図りつつ、恵まれた「まえうみもん」（有明海の資源）と自然環境を最大限に生かした水産業の振興に取り組みます。また、有明海沿岸道路の整備を促進し、都市との交流を図り、干潟を活用した体験型観光を展開していきます。</p> <p><b>「古代ロマンの歴史・文化ゾーン」</b> 杵島山周辺に存在する遺跡や歴史的文化財の保護・保存に努め、だれもが歴史と文化に親しめる環境づくりに取り組みます。また、この遺跡や歴史的文化財を観光資源としてネットワーク化し観光地としての魅力の増大に努めます。</p>	<p><b>新町まちづくり計画（新町建設計画）</b>    <b>新町建設の基本方針</b></p> <p>地域間格差が生じないように地域の個性・特性を生かすことが重要</p> <p>広域的に見て地域の土地利用がどのようになされたら新町として一体的発展ができるのか、良好な生活環境が維持できるのかということを考慮</p> <p>人ともとのにぎわいゾーン 食とくらしの快適ゾーン まえうみ（有明海）とのふれあいゾーン 古代ロマンの歴史・文化ゾーン</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道</li> <li>県道</li> <li>町道</li> <li>有明海沿岸道路</li> <li>J R 線路</li> </ul>

## 第5回 白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

開催日時 平成16年1月15日(木) 午後1時30分から  
場 所 福富町 公民館2階ホール